

財団法人社会安全研究財団 委託事業

コンピュータ・ネットワークに係る  
新たな著作権侵害事犯の調査研究

1999（平成11）年2月

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

## 発刊に当たって

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
専務理事・事務局長 久保田 裕

インターネットやパソコン通信などのネットワークの爆発的な普及に伴うコンピュータや情報サービス関連産業の急成長は、多くのビジネスチャンスを生みだしており、低迷が長引く日本経済にあって大変な注目を集めています。インターネットの利用者も、「インターネット白書'98」（日本インターネット協会・編）によると1998年2月には国内で1,000万人を突破し、99年中にも2,000万人に迫る勢いで増加し続けています。

こうした状況の中、ネットワークにおけるコンピュータソフトをはじめとするデジタルコンテンツに対する著作権侵害が、いま大きな問題となっています。コンピュータソフトの海賊版の販売広告や違法アップロードを行うホームページが増加の一途をたどっていることは我々の調査業務でも確認されていますし、音楽データの違法アップロードも目に余る状態です。さらに、タレントなどの肖像写真の無許諾掲載などについても同様の状況です。

このような「無法状態」は、著作権侵害に限られた話ではありません。インターネットではあらゆる種類の犯罪に関わる情報が、まさに「パンドラの箱」を開けたかのように噴出しています。詐欺やねずみ講などの経済事件は頻繁に摘発されていますし、他人のプライバシーを暴露したり誹謗・中傷するホームページも数え上げたらきりがありません。わいせつ画像、特にチャイルドポルノの多くは日本が発信元であるとされ、各国から非難を浴びています。覚醒剤や大麻、非合法ドラッグなどの薬物もインターネット上で取り引きされ、ネットワークの信頼性を揺るがしかねないコンピュータウイルスや不正アクセス、悪意を持ったハッキング・クラッキングなどの情報も蔓延しています。

私たちは、まさに悪用がはびこっていると言わざるを得ないインターネットの現実に、大いなる危機感を抱いています。インターネットに接続することは小さな子供にも可能です。むしろ親よりも子供たちの方が、コンピュータなどの新しい「道具」に早く馴染み、使いこなします。そして、一度ネットワークの世界に入りさえすれば、検索エンジンなどを使うことによって、

いとも簡単にだれもが有害な情報に接触することができてしまうのが、いまのインターネットの世界なのです。

インターネットは当初、ある程度限定された研究者などのネットワークとして発展してきました。そこで交換される情報はだれもが利用できる財産として扱われており、現在でも残る「共有し合う」というインターネットの特質は、文化の発展に貢献し続けてきました。特にコンピュータソフトは、フリーウェアのように多くのユーザに無料で提供された上で、ユーザ自らの手で改良されることにより洗練されていくといった、素晴らしい「文化」を持っています。

しかし今、爆発的に増加したインターネット人口の多くは、商用プロバイダを通じてアクセスしているのがその平均的な姿であって、専門性の高いもののみならず娯楽的要素の強いコンテンツも増え、それらが混在して提供されるようになっていきます。このようにインターネットが多くの人に開かれ、多種多様に利用されるものとなった現在、その運営のルールを善意やモラルだけに求めることは、非常に困難になっていると言わざるを得ないでしょう。インターネットに関しては、とかく手放しの明るいイメージばかりが喧伝されているように見えます。確かに近い将来、ネットワークの世界は、例えばテレビのごく身近なもの、生活に欠かせないものとなるでしょう。しかしそのためには、だれもが安心して利用できるという前提が必須であり、今はそれが大きく揺らいでいるのです。

私たちには、コンピュータソフトウェアをはじめとしたデジタルコンテンツの著作権保護活動を通じ、コンピュータ文化の発展に寄与してきたという自負があります。インターネットにおいても、権利侵害がなぜどのように起きているのか、技術的な視点、社会的な視点、文化的な視点をもって日々調査・研究を行っています。このレポートでは、著作権侵害の実例を挙げながら、これを分析することによって、そこに立ち現れるネットワークの問題点を明らかにすることを目指しました。今何がネットワークで起きているのか、そしてその発展のためには何をなすべきなのか、このレポートがみなさんの理解の一助になれば幸いと考えております。

# 目 次

---

発刊に当たって

<b>1. コンピュータネットワークについて</b>	<b>1</b>
1-1. インターネットとパソコン通信	3
1-2. ネットワークの普及動向	5
1-3. ネットワークのしくみ	9
1. 基本的な入会方法	
2. 接続方法	
3. システム	
1-4. ネットワークのサービス	16
1-5. インターネットで使用されるその他のサービスなど	20
<b>2. ネットワークにおける著作権侵害の特徴</b>	<b>23</b>
2-1. 匿名性	25
2-2. ネット特有の組織化の要素	28
1. 非面接性（非対面性）	
2. 広域性（場所の不要性）	
3. 不特定多数性	
2-3. 若年層の増加	31
<b>3. ネットワークを悪用した著作権侵害事例における留意点</b>	<b>33</b>
事例1. 他人のパスワードを盗用	
事例2. 他人の保険証の盗用とレンタルサーバ悪用	
事例3. 私設私書箱と転送メールサービスの悪用	
事例4. なりすまし	
事例5. 未成年者の犯罪、父親名義での登録	
事例6. その他の著作物などに対するネットでの侵害	

<b>4. 今後予想されるネットワークでの著作権侵害</b>	<b>・ ・ ・ 39</b>
4-1. 公衆送信権侵害	・ ・ ・ 41
4-2. 犯罪の複合化	・ ・ ・ 44
4-3. ネットでのその他の犯罪類型	・ ・ ・ 44
1. わいせつ画像の販売    2. 薬物の販売	
3. ノミ行為    4. 詐欺	
<b>5. その他ネットワークでの著作権侵害に係わる不正行為</b>	<b>・ ・ ・ 47</b>
5-1. シリアルナンバーなどの公開	・ ・ ・ 49
5-2. ゲームソフトなどのエミュレータのアップロード	・ ・ ・ 51
<b>6. 資料</b>	<b>・ ・ ・ 53</b>
6-1. 侵害の変遷	・ ・ ・ 55
6-2. ACCS取り扱い刑事事件一覧	・ ・ ・ 58
6-3. 違法アップロードへの対応	・ ・ ・ 62
1. MP3問題	
2. プロバイダ800社への依頼文送付	
3. 全国の国公立大学に依頼文送付	
6-4. 不正アクセスなどに対する立場	・ ・ ・ 67
6-5. 媒体	・ ・ ・ 71
6-6. 参考文献	・ ・ ・ 75

## 1. コンピュータネットワークについて

---

## 1-1. インターネットとパソコン通信

### 〈インターネット〉

「inter」＋「net」という言葉からも分かる通り、ネット間のネットワークであり、コンピュータ同士でデータのやりとりを行うための「TCP/IP」という約束・規約（プロトコル）で結ばれた、世界的規模のネットワークである。

当初は軍事利用が目的で、核攻撃などで特定のコンピュータへの連絡が途絶えた場合でも、他のコンピュータを通じて情報のやり取りを問題なく行えるよう考案されたネットワークであった。その後、大学や研究機関による情報交換の利用が広がり、サーバマシン（主にUNIXワークステーション）を経由して相互接続していった結果、全世界を網羅する巨大なネットワークとなった。海外の情報に安価にアクセスできる利便性や、画像表示を用いたユーザインタフェースが注目を集め、米国政府の『情報スーパーハイウェイ構想』とも相まって、広く一般にも普及した。

すべてのユーザが同一のホストコンピュータに接続するパソコン通信に対し、インターネットではほとんどの場合、ダイヤルアップIP接続したホストは「入り口」として使われるにすぎず、ユーザはインターネットを通じ、世界各地のホストに接続して各種サービスを利用している。

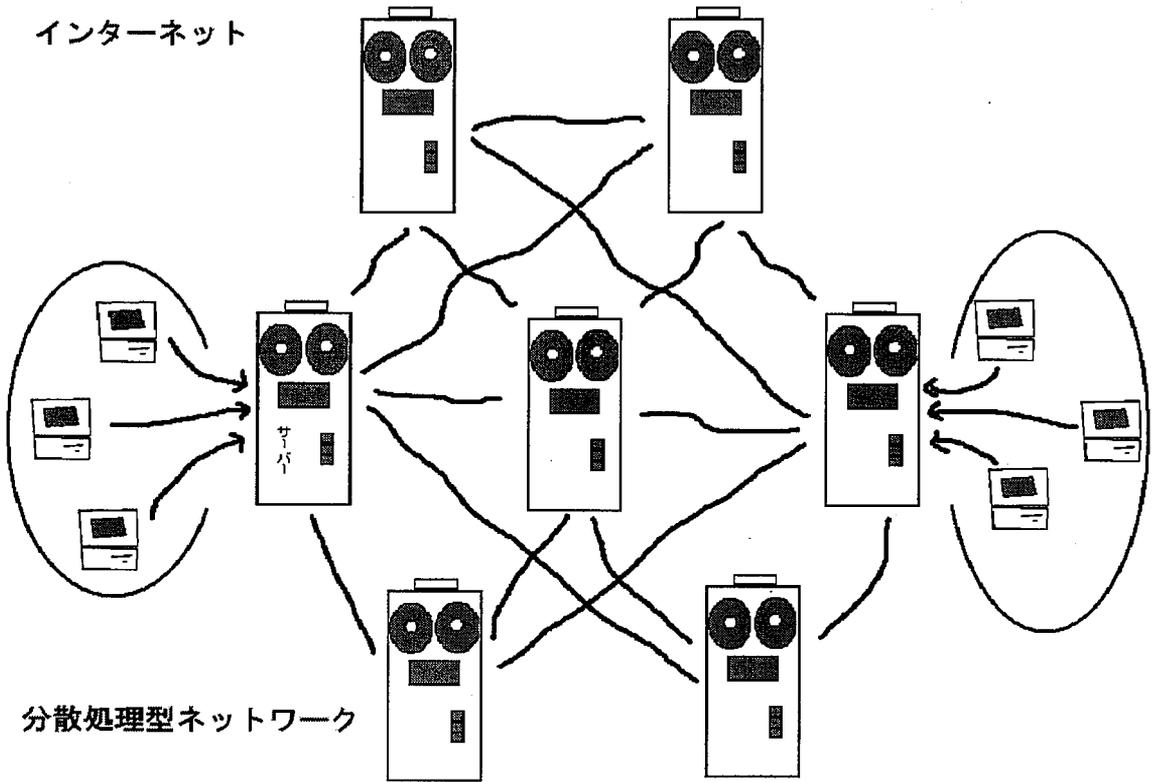
その成り立ちからも、また、通常はインターネットを構成しているサーバに端末として常時接続する必要があることから、以前は技術・費用面などの問題で個人がインターネットに接続することは難しかった。インターネットが爆発的に広がったのは、個人ユーザでも接続に利用できる商用インターネットサービス事業者（プロバイダ）や、簡単にホームページ等を表示できるソフト（ブラウザ）が普及したためである。

### 〈パソコン通信〉

一つのホストコンピュータに多数のユーザがアクセスする中央集中型のネットワーク。参加したいネットワークに入会して会員番号（ID）を取得し、パソコン、モデム、電話回線を通じてホストコンピュータへ接続して情報のやりとりを行う。その規模は、数百万人の会員を擁する商用ネットワークから、いわゆる『草の根ネット』と呼ばれる数人～数十人単位のものまでさまざまである。

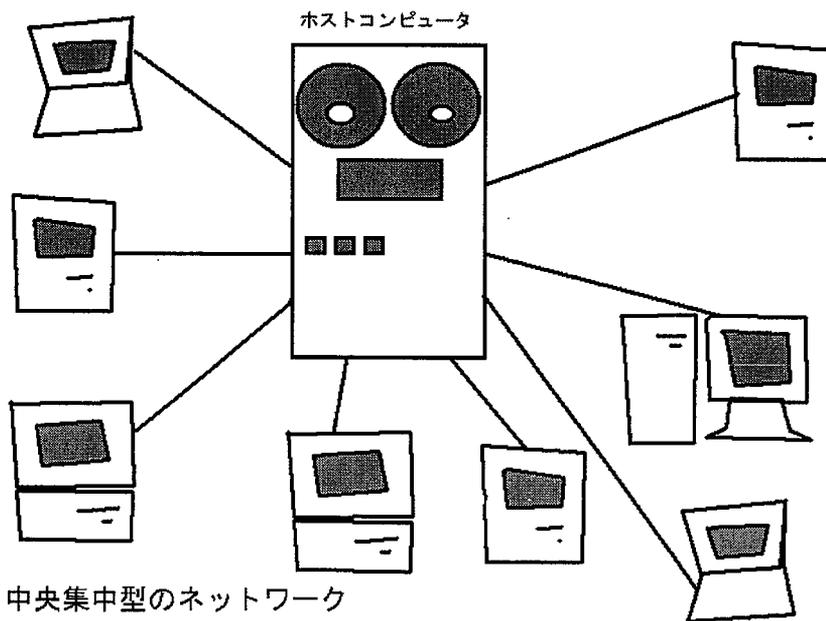
なお現在、多くの商用パソコン通信はインターネットと接続している。

インターネット



分散処理型ネットワーク

パソコン通信



中央集中型のネットワーク

## 1-2. ネットワークの普及動向

産業においては、エレクトロニクス、情報分野の技術革新が進み、それに伴って経済においても、金融、流通、情報通信などを中心として情報化、サービス化などの第三次産業化が進んでいる。経済のボーダーレス化、情報ネットワーク化も急速に進展し、これまで、世界経済の中でモノづくりを担当してきた日本も、大きな転換期に立たされている。

携帯電話、パソコン、インターネットの普及は、産業・経済分野にとどまらず、家庭分野まで情報化を進展させ、情報サービス産業も急速に発展している。

1997年の情報サービス業の年間売上高は**7兆1435億円**、前年比12.3%の増加となった。中でも、情報化が進む官公庁や、規制緩和の進行によって競争が激化する金融業、通信業からの需要が増したソフトウェア業は、年間売上高**4兆2591億円**、前年比15.2%と大幅な増加になった。(平成8年特定サービス産業実態調査報告書 情報サービス業編)

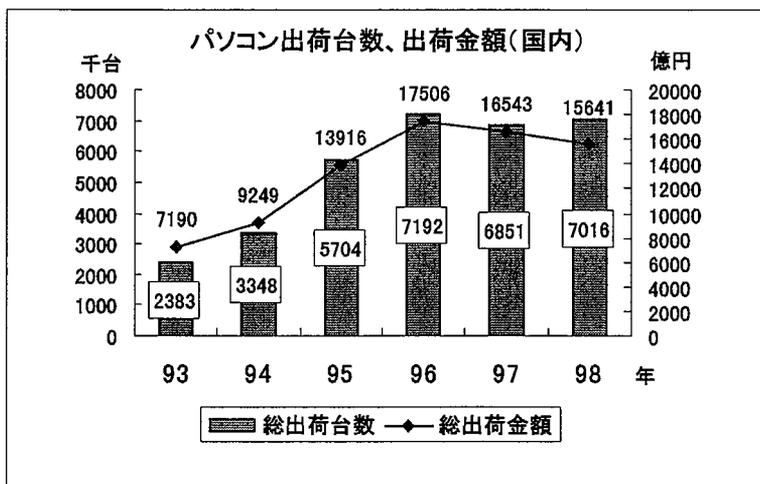
表1 産業人口と国内総生産 (GDP)

	産業人口	国内総生産 (GDP)	
		名目	実質 (注1)
第一次産業	349万人	10兆3,814億円 (1996)	10兆7,588億円 (1996)
第二次産業	2,114万人	174兆3,215億円 (1996)	176兆4,960億円 (1996)
第三次産業	4,059万人	336兆1,646億円 (1996)	316兆3,190億円 (1996)
計	6,522万人	520兆8,674億円	503兆5,739億円

注1：実質・・・1985年を基準に物価上昇分を引いたもの

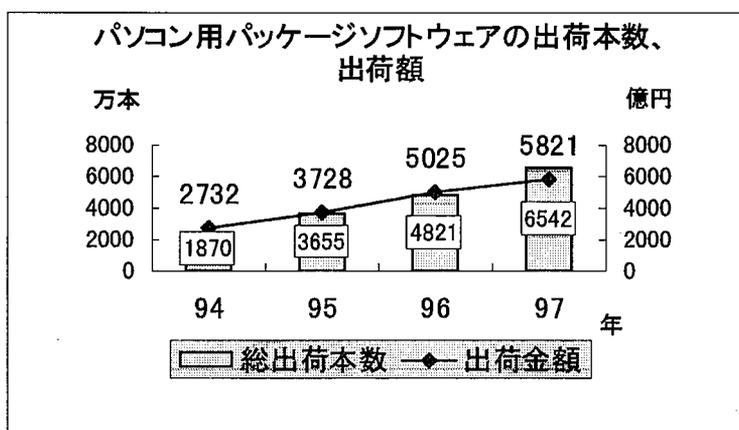
表1：産業人口は総務庁、国内総生産は経済企画庁調査をもとに作成 (年度は暦年)

表 2



(社) 日本電子工業振興協会  
調べをもとに作成

表 3



(社) 日本パーソナルコンピュ  
ータソフトウェア協会およびア  
クセスメディアインターナシヨ  
ナル㈱調べをもとに作成

1998年のパソコンの出荷台数は701万6,000台であり、出荷金額は1兆5,641億円であった(表2)。また、パソコン用パッケージソフトウェアの出荷本数は1997年には6,542万本、出荷金額は5,821億円(バンドル出荷金額1,004億円分含む)となった(表3)。

パソコン出荷台数は1995年のWindows95発売の影響を受けて急激に伸び、その後のハードウェア、ソフトウェアの低価格化等もあり、順調に数字を伸ばしてきた。97年も、当初は出荷台数が800万台を突破するとの予測もあったが、結局は600万台にとどまった。

しかし、93年には240万台弱であった出荷台数が96年以降は700万台前後で推移していることから分かるように、パソコン保有台数は法人・個人ともに大きく伸び、今後も普及は進んでいくと思われる。今後注目されるのは、

パソコン通信やインターネット等のネットワークの更なる普及と、それによって生み出される経済的効果である。

(財)ニューメディア開発協会の調査によると、パソコンネット局の延べ会員数は1996年半ばに573万人に達した後、インターネット利用者を統計に加えた97年以降は更に順調な伸びを見せ、現在は1,000万人近い数字となっている(表4)。

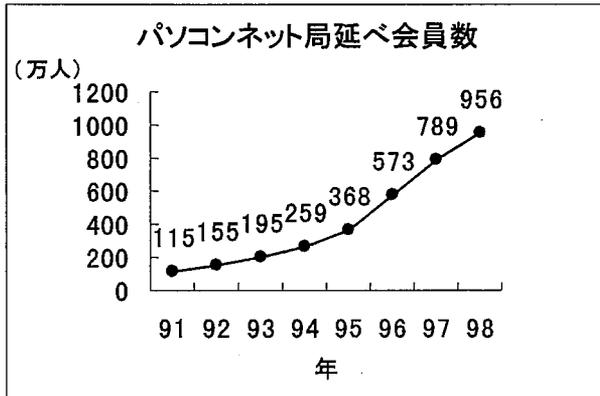


表4 (財)ニューメディア開発協会調べをもとに作成 (注・97年からは電子ネット全体の会員数)

上記統計のほかアクセスメディアインターナショナルの調査によると、インターネットについては、勤務先や学校などからの接続を含めて、98年には1,385万人が利用している(表5)。また、インターネットサービス提供者(プロバイダ)数は、1996年に爆発的に増加した後も増え続けており、98年には国内で3,255社となっている(表6)。

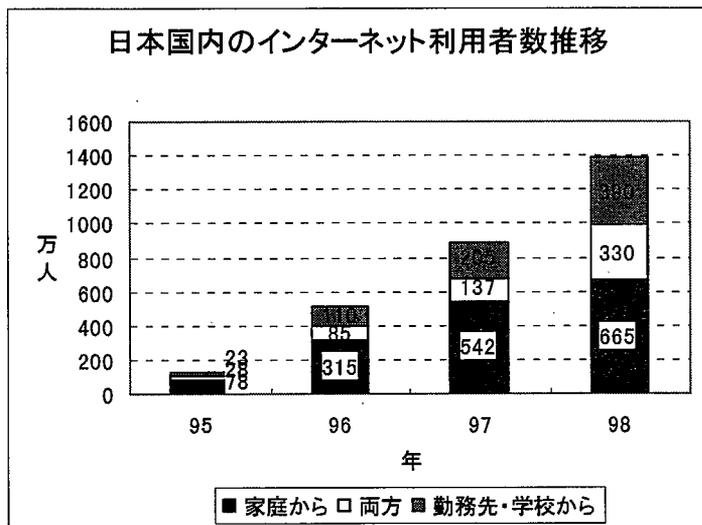


表5 アクセスメディアインターナショナル調べをもとに作成

利用者・利用機会の増大の要因としては、バックボーン(プロバイダ同士を接続したネットワークの基幹回線のこと)の拡張、新規プロバイダの参入による競争の激化とそれに伴う低料金化や、ブラウザソフトがプレインストールされたパソコンの普及や有力ブラウザソフトの無料配布の定着等が挙げられる。

インターネットのコンテンツサービスとしては、インターネットテレビ、インターネット電話といった通信・情報系サービスと、インターネット利用のオンラインショッピング、電子マネー、オンライン決済等の金融・流通サービスがあり、これらインターネット

を利用したビジネスで課題とされていたセキュリティや暗号等の技術の開発も進んでいる。このインターネットの利用者・利用機会の増加による拡大基調は今後も続くと思われる。

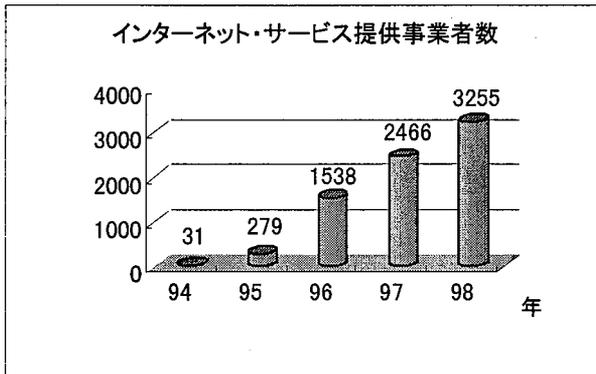


表6 郵政省資料をもとに作成

## 1-3. ネットワークのしくみ

### 1. 基本的な入会方法

#### 〈インターネット〉

営業形態や料金の徴収方法、また、接続方法もプロバイダによって様々であるが、現在主流となっている、会員制及びダイヤルアップIP接続を採用している一般的なプロバイダについて説明する。入会方法もオンラインサインアップや電子メールのほか、郵送やFAXによる申し込みなど多様だが、以下ではオンラインサインアップを取り上げる。

#### ①会員規約に同意することが求められる

オンラインサインアップを始めます - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 移動(M) お気に入り(I) ヘルプ(H)

戻る 進む 中止 更新 ホーム 検索 お気に入り 履歴 チャンネル 全画面表示 メール フォント 印刷 複製

アドレス(A) http://signup.justnet.or.jp/osup02.htm リンク

**JustNet Online Signup Start**  
オンラインサインアップを始めます

---

**① 会員規約への同意**

1. オンラインサインアップを始める前に、「JustNet会員規約」を必ずお読みください。
2. 会員規約に同意いただける場合には、「JustNet会員規約に同意する」をクリックしてください。

[JustNet会員規約等の参照](#)

※なお、会員規約に同意いただけない場合、もしくは処理をおやめになりたい場合には、「Online Signup TOP」をクリックしてください。

---

**Online Signup TOP**

© 1997-1998 JUSTSYSTEM Corporation

インターネットゾーン

②必要事項を画面上で記入する

JustNet オンラインサインアップ 個人利用の入力 - Microsoft Internet Explorer

ファイルの 編集の 表示の 移動の お断り入り ヘルプの

戻る 進む 停止 更新 ホーム 検索 お断り入り 履歴 チャンネル 全画面表示 メール フォント 印刷 設定

アドレス http://signp.justnet.ne.jp/cgi-bin/online\_signup.html

---

**JustNet** Welcome to JustNet  
**入会申し込み用紙の記入**  
クレジットカードをお手持ちの方にご利用ください。

**お客様連絡先記入(1/5)**

おなまえ	<input type="text"/> 例:山田太郎
フリガナ	<input type="text"/> 例:ヤマダタロウ <small>半角カタカナで入力してください。</small>
電話番号	<input type="text"/> 例:03-*****
連絡先電話番号	<input type="text"/> ※省略可
FAX番号	<input type="text"/> ※省略可
郵便番号	<input type="text"/> 例:107-????
住所	<input type="text"/> 例:東京都港区 <small>東京都府県名を全角数字で先頭に記入してください。</small> <input type="text"/> 例:北青山1-2-3 <input type="text"/> 例:青山ビルディング <small>※半角カタカナはご使用にならないでください。</small>
生年月日(西暦)	19 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女 ※省略可
業種 (省略可)	<input type="button" value="▼をクリックして選択して下さい"/>
職種 (省略可)	<input type="button" value="▼をクリックして選択して下さい"/>

**JustNetを利用する上で必要な項目の入力(2/5)**

ログイン名	<input type="text"/> 例:ichitaro <small>JustNetでのお客番号のお名前になるペンネームです。 ※半角英数字20文字以内です。半角カタカナ、半角コロン、半角スペース、半角カタカナは、ご使用にならないでください。</small>
パスワード	<input type="text"/> 例:a5d1a5b9 <small>JustNetに接続する際や、電子メール送受信の際に使用します。 ※半角の英数字8文字以上、14文字以内です。</small>
パスワード再入力	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/> @ma?justnet.ne.jp <small>あなたの電子メールのアドレスとなります。 ※19文字以内の半角の数字、小文字のアルファベット、および「-」「_」「.」で入力してください。 ※先頭は「-」「_」「.」(ハイフン)、先頭と直前に「.」(ピリオド)およびすべての場合「.」(ピリオドの連続)と「+」(プラス)はご使用できません。</small>
公開区分	<input type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開 <small>※メールアドレス(メールアドレスの@から後ろの部分)は自動的に設定されます。 メールアドレスの公開/非公開を決定します。</small>

**クレジットカードに関する項目の入力(3/5)**

お客様がご利用料金の引落しとして使用されるクレジットカードの情報を、入力してください。

カード会社名	<input type="radio"/> VISA <input type="radio"/> JCB <input type="radio"/> MC <input type="radio"/> UG <input type="radio"/> DC <input type="radio"/> AMEX <input type="radio"/> Master <input type="radio"/> Diners
カード名義	<input type="text"/> 例:TARO YAMADA
カード番号	<input type="text"/> 例:1111-1111-1111-1111
有効期限	<input type="text"/> 月 / <input type="text"/> 年 例:08月/09年(西暦の下2桁をご入力ください。)

上記クレジットカードは、私本人の名義に間違いありません。  
 クレジットカード利用に関しては、上記クレジットカード会社の規約を厳守いたします。

**入会特典に関する項目の入力(4/5)**

ジャストシステム製品をお持ちの場合は、製品のシリアルナンバーを入力してください。  
 対象となる製品一覧をご覧ください。別ウィンドウが開きます。

シリアルナンバー	<input type="text"/>
----------	----------------------

※ご注意:製品のユーザー登録はされません。製品の登録をまだされていない方は、オンラインサインアップ終了後  
 ジャストシステムホームページ(http://www.justsystem.co.jp/)から行ってください。

**アンケート(5/5)**

最後に、アンケートへのご協力をお願いします。  
 ※ご記入いただくなくても、次画面に進むことができます。

JustNetをお選びいただいたきっかけは何ですか?(複数選択可)

知人が入会しているから  
 一太郎など、JUSTSYSTEM製品を持っているから  
 パソコンにインストールされていたから  
 コンピュータ関連雑誌を見て▼をクリックして選択して下さい  
 送料CD-ROMにJustNet一太郎が添付されていたから▼をクリックして選択して下さい  
 その他

これまでに入力された内容で登録されますか?よろしければ「確認画面へ」をクリックしてください。  
 最終から入力直す場合には、「取消」をクリックしてください。

---

**Online** TOP

(C) 1997-1998 JUSTSYSTEM Corporation

## 〈パソコン通信〉

### ①オンラインサインアップ

入会方法はいくつかあるが、モデム、電話回線などの通信回線を介して行う「オンラインサインアップ」が一般的である。上記機材の他、クレジットカード、オンラインサインアップ用の仮パスワードなど（パソコン通信経営協会が発行する小冊子などに付属）を用意し、オンラインサインアップ用画面（右図参照）の指示に従って記入を進める。特に身分証を必要としないのは、パソコン通信を経営する会社が、クレジット会社による調査を担保として入会希望者の身元確認に代えているため、クレジットカードが複数枚あれば複数のIDを持つこともできる。

オンラインサインアップにより入会を申し込むと、仮IDとパスワードが交付され、その後1～2週間ほどで正式IDとパスワードが郵送により交付される。

〈ニフティサーブ オンラインサインアップ より〉

## オンラインサインアップ (例：NIFTY-Serveへ入会する場合)

Enter Connection-ID --->SGN  
Enter Serial # --->ZPD38941  
Enter Agreement # --->VBA516RE

あなたのIDは、1,000円までのニフティサーブの使用権がついています。それを使い終わるまではニフティサーブの利用料金の請求はされません。

\*\*\*\*\* 会員規約の同意 \*\*\*\*\*  
「ニフティサーブ会員規約」をご参照下さい

ニフティサーブ会員規約に同意しますか?  
(1:同意する 2:しない) 中 略

\*\*\*\*\* 利用料金の同意 \*\*\*\*\*  
同意されない場合は会員の登録はできませんのでご了承下さい。

<ニフティサーブの利用料金について>  
ニフティサーブの利用料金に同意しますか?  
(1:同意する 2:しない) 中 略

氏名を入力 (漢字で8文字まで)

：著作 権太郎 中 略

入力項目の確認  
1. 氏名 : 著作 権太郎  
2. ローマ字 : CYOSAKU KENTAROU  
3. 性別 : 男性  
4. 生年月日 : 1967/04/26  
確認 (1:OK 2:修正 3:登録中止)

地域 (1:日本 2:アジア 3:南北アメリカ 4:ヨーロッパ 5:アフリカ・オセアニア)

確認 日本 (1:OK 2:NG)

都道府県  
(1:北海道 2:青森 3:岩手 4:宮城 5:秋田 6:山形 中 略)

これから以下のように市名/郡名、所管地、郵便番号、電話番号の順に住所を入力してください。

入力項目  
市名/郡名 (16文字まで) : 入力例  
：品川区 中 略

市郡名 (8文字以内 東京23区のみ区名まで 例: 横浜市、葛飾郡、千代田区等)

：品川区 中 略

入力項目の確認  
1. 都道府県名 : 東京  
2. 市名/郡名 : 品川区  
3. 同ローマ字 : BUNKYO-KU  
4. 所管地 : 大塚5-40-18  
友成フォアサイトビル5F  
5. 同ローマ字 : 5-40-18, OTSUKA  
TOMIYARI FORESIGHT BLDG.5F  
6. 郵便番号 : 112  
7. 電話番号 : 03-5976-5175  
確認 (1:OK 2:修正 3:登録中止)

勤務先 (30文字以内)

： 10 20 30 40 50 60

クレジットカード番号、期限を入力して下さい。  
クレジットカードはご本人のカードに限定させていただきます。

入力項目の確認  
1. カード種別 : VISA  
2. 会員番号 : 4923 8920 ΔΔΔΔ ΔΔΔΔ  
3. 有効期限 : 02/99  
確認 (1:OK 2:修正 3:登録中止)

ワープロ/パソコンメーカー

(1:富士通 2:日立 3:IBM 4:松下 中 略)

20:その他

20:ワープロ/パソコン機種 (漢字で8文字以内)

DOS/V自作機

画面行数の設定 (パソコン・ワープロの1画面の最大表示行数:9~99)  
25  
ニフティサーブでは、多くの会員の方が「氏名」「居住都道府県/市区郡」「使用機種」を公開し、会員の方同士とのコミュニケーションに役立てています。

次の項目で「公開」される方は改行、「非公開」にされる方は「I」を選択してください。

(1:非公開 改行のみ:公開)

ニフティサーブをどのようにしてお知りになりましたか?  
(1:雑誌等の記事 2:友人・知人から 3:会社が加入したから 中 略)

1. ワープロ/パソコンメーカー : その他  
2. ワープロ/パソコン機種 : DOS/V自作機  
3. 画面行数 : 25  
4. 公開/非公開 : 非公開  
5. ニフティサーブ認知ルート : 雑誌等の記事  
確認 (1:OK 2:修正 3:登録中止)

登録の確認 (1:登録する 2:登録中止)

あなたの利用者IDは、  
○○×××××××× です。

暫定登録期間中の仮パスワードは、  
×××××××××××××× です。

忘れずに控えておいて下さい。

あなたのIDとパスワードが正しく伝わったかどうか、  
確認のための入力を行って下さい。

Enter User-ID --->ZPD38941

Enter Password --->?S\*%832N

---登録開始---

---登録終了---

## ② 郵送による方法

「預金口座振替による会員登録申込書」を送付することにより、クレジットカードが無い場合でも入会できる（但し、登録電話番号を携帯電話とする入会は不可）。

申込書は、パソコン通信会社に直接連絡して送付してもらう。

### 【ご記入例】 ● 下記要領にて太枠内をのりなくご記入・捺印ください。

●ニフティサーブIDをご使用になる方のお名前をご記入ください。

●学生の方、お勤めでない方、未成年でお勤めの方に記入いただけます。

●学生の方に記入いただけます。

●1枚目・2枚目双方にお申込人の捺印をお願いします。

●学生・未成年の方の場合、親権者の方に記入いただき、1枚目・2枚目双方に親権者の方の捺印をお願いします。

●お申込人名義の同一口座をご記入ください。ただし、お申込人が学生・未成年者の場合は、親権者の方の預金口座でもお申込みいただけます。

●1枚目・2枚目双方にお申込人の捺印をお願いします。

●お申込人名義の同一口座をご記入ください。ただし、お申込人が学生・未成年者の場合は、親権者の方の預金口座でもお申込みいただけます。

●本枠内にもれなくご記入ください。

●審査によりお申込みの意に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。なお、入会申込書のご返却はいたしません。

●下記依頼事項等には、正確にご記入ください。尚、万一記載事項に不備があった場合は、不備事項が解消されるまでの間は一時的にご返済金を銀行振込扱い等により、お支払いいただくこともございますのであらかじめご了承ください。

ご記入にあたって

●本枠内にもれなくご記入ください。

●審査によりお申込みの意に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。なお、入会申込書のご返却はいたしません。

●下記依頼事項等には、正確にご記入ください。尚、万一記載事項に不備があった場合は、不備事項が解消されるまでの間は一時的にご返済金を銀行振込扱い等により、お支払いいただくこともございますのであらかじめご了承ください。

預金口座振替依頼書

取納企業名 東京総合信用株式会社 印 年月 日

東西 青山

ご本人の氏名(漢字) フナジ オオモリ タロウ 金融機関の印

ご本人の氏名(カタカナ) 大森 太郎 印

預金種別 1. 普通預金 2. 当座 3. 定期預金(1年以内) 4. 定期預金(1年以上)

口座番号 (お申し込み用) 1 2 3 4 5 6 7

高橋誠のうえ、正確にご記入ください。前借日/毎月日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日) (前借金400円)

※※ 上記依頼企業に支払うべき返済金と上記返済金から滞り、滞りによって支払うこととなるので、下記依頼事項のうえに留意してください。

1. 滞り(遅延)に該当する場合は、滞り期間ごとにお申し込みの滞り期間を延長し、滞り期間延長料金を請求させていただきます。この場合、滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。

2. 滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。

3. この依頼事項には、滞り期間延長料金を請求させていただきます。滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。

4. 滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。

5. この依頼事項には、滞り期間延長料金を請求させていただきます。滞り期間延長料金は滞り期間延長料金の2倍となります。

金融機関使用欄(不備は印)

1. 現金取引 2. 口座振替 3. 印鑑取引

2. 口座振替 3. 印鑑取引 4. その他 (色名、振替種別、口座番号、口座名義)

(依頼者使用欄)

契約日 9:7:9:3:2

住所 TEL

(カード用)

●ニフティサーブに新規でご入会の場合は、必ずシリアル/アグリーメントナンバーをご記入ください。

●①・②どちらか1つをご選択いただき、お持ちのナンバーを必ずご記入ください。

【ID・シリアルナンバー】

3桁のアルファベットと5桁の数字の8桁

【アグリーメントナンバー】

アルファベットと数字の混合の8桁

●学生の方は親権者、お勤めでない方は世帯主、お勤めの方はご自身についてご記入ください。

●左欄の「2. ニフティサーブ新規ご入会」を選んだ方のみ1つだけに○印をお付けください。

## 2. 接続方法

### 〈インターネット〉

インターネットサービスを利用するには、インターネットを構築するサーバに接続する必要がある。個人ユーザでも手軽に利用できるのは、公衆回線などを經由してプロバイダのサーバに接続し、インターネットを利用する「ダイヤルアップIP接続」と呼ばれる方式である。

#### ①インターネットサービスプロバイダ（ISP）

ユーザがインターネットに接続するためには、まず「ネットワーク」になぐることが必要となる。インターネットサービスプロバイダ（プロバイダと略される）は、インターネットに接続するための通信事業者であり、ユーザはこのプロバイダと契約し、アカウント（インターネットに接続する為のIDを特にこう呼ぶ）を取得する必要がある。

#### ②インターネットプレゼンスプロバイダ（IPP）

インターネットではISPのほか、インターネットプレゼンスプロバイダ（IPP）も存在する。これは「接続」するためではなく、メール転送やレンタルサーバなどのサービスをネットで行うためのプロバイダで、特にサーバ運用サービスを利用すると、本来はインターネットに存在しない、例えばA社の場合には「a.co.jp」のようなドメインを仮想的に所有することができる（バーチャルドメインと呼ぶ）。日本では、ISPとIPPを兼務するものも多数ある。

#### ③ダイヤルアップIP接続

モデムなどを介してプロバイダの設置するアクセスポイント（AP）に電話をかけてネットワークに接続すること。APの数はプロバイダの規模によって違いがあり、数百カ所設置しているプロバイダもあれば、1カ所しかないものもある。

#### ④接続料金の設定

プロバイダへ支払う利用料金には固定制と従量制の2種類があり、前者は年間3万円程度で利用時間無制限、後者は3分10円程度の利用料金が、電話料金とは別にかかるものが一般的である。一定時間までは固定制で、その後従量制というシステムも増加している。

### 3. システム

#### 〈インターネット〉

パソコン通信が一つのホストコンピュータにアクセスする中央集中型のネットワークである一方、インターネットはネット同士のネットワークという性質上、「TCP/IP」などの独自の約束事が存在している。

#### ①TCP/IP (Transmission Control Protocol/Internet Protocol)

コンピュータ同士でデータのやりとりを行う約束・規約をプロトコルという。TCP/IPは、米国防総省が構築したネットワーク“ARPANET”(インターネットの母体。米高等計画局が研究を推進)で導入され、現在ではインターネットで“事実上の標準”(DEFACT STANDARD)となっているプロトコルである。

データを、パケットと呼ばれる適当な大きさの単位に分けて送信する(パケット交換方式)ことにより、回線の占有などによる情報流通の停滞が回避されている。

#### ②IPアドレス

「255.255.255.0」のように4つの部分で表すインターネットのアドレスで、インターネットに接続したコンピュータすべてに割り振られる。

コンピュータの内部では2進数32桁で表示されるが、理解しにくいいため通常は8桁ずつで区切り、さらに10進数に直して表示する。

a) コンピュータの内部では2進数32桁で表される

10101100000100000110010101011010

b) 8桁ずつで区切り

10101100 | 00010000 | 01100101  
| 01011010

c) これを10進数に直し、ピリオドで区切る

172.16.101.90

しかし、それでも数値の羅列であって覚えにくいいため、DNSサーバというシステムによって、より理解しやすいよう言語に変換して使用される。

### ③ドメインネーム

数値で表されるIPアドレスは、理解しやすいようにドメインネームシステム (Domain Name System) によってドメインネームやホスト名に変換し表現される。ドメインネームはピリオドで区切り、「accsjp.or.jp」のように、その組織名、組織の種類、国名を表す。日本でのドメインネームは、日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC、<http://www.nic.ad.jp/>) が管理している。



#### 【国名一覧】

略称	国名	略称	国名
jp	日本	nz	ニュージーランド
au	オーストラリア	pe	ペルー
ca	カナダ	sg	シンガポール
ch	スイス	su	ロシア
cn	中国	to	トンガ
de	ドイツ	tv	ツバル
fi	フィンランド	uk	イギリス
fr	フランス	us	アメリカ ※
it	イタリア	za	南アフリカ

※アメリカは省略可能

#### 【組織の種類】

略称	組織区分
ac	教育機関
ad	ネットワーク管理団体
co	企業
go	政府機関
ne	ネットワーク関連業
or	その他の団体

#### 【米国】

略称	組織区分
edu	大学関係組織
net	ネットワーク管理組織
com	企業
gov	政府関係組織
org	その他の組織
mil	軍関係組織
int	国際組織 ※

※真に国際的な部分を表すものとされる

## 1-4. ネットワークのサービス

### 〈インターネット〉

#### 1. 電子メール (E-mail)

##### a) 電子メール

現在では、パソコン通信サービスと企業内LANの電子メールシステムとの相互乗り入れが進んでおり、直接インターネットに接続しなくても、インターネットを通じてのメールのやりとりができるようになった。

日本でも、1994年はじめから大手の商用パソコン通信サービス (PC-VAN、NIFTY-SERVEなど) が、インターネットと電子メールを相互に接続するサービスを開始した。NIFTY-SERVEを例にとると、電子メールのメニューの中で相手先のメールアドレスを入力すれば、インターネットのユーザに電子メールが送信できる。逆にインターネットのユーザから電子メールが送られてきた時も、NIFTY-SERVEの電子メールとして受信できる。パソコン通信サービスのユーザ同士が、インターネット経由でメールのやりとりをすることも可能である。

##### b) メールアドレス

電子メールをやりとりする際の宛先。パソコン通信ではIDが個人に割り振られるが、インターネットではこのメールアドレスが付与される。これは、ネットワーク上の居所を指しており、通常「name@accs.jp.or.jp」のように「@」で区切られた前半がユーザ名を表し、後半が自分が登録されているサーバや国名などを表す。

##### c) メーリングリスト

特定のテーマについて情報の受発信ができる場。ジャンル別に数多くのメーリングリストが存在し、参加したいメーリングリストの管理者宛にリクエストして入会する。メンバーになると、このメーリングリスト宛てに発信したメールは自動的にすべてのメンバーに転送され、逆に他のメンバーの発信したメールもすべて転送されてくるようになる。

## 2. WWW

「World Wide Web」の略で、テキスト以外に画像や音声、動画など各種データを扱うことができるマルチメディアデータベースシステム。インターネット流行の火付け役となった。ユーザはブラウザを利用することで世界中のWWWサーバにアクセスできる。

WWW最大の特徴は、マウスで画面をクリックするだけで関連する別の画面などを瞬時に呼び出して表示させる「リンク」という機能である。その情報が同一のサーバ上にあるのか別の国のサーバ上にあるのかといった、地域性を意識することなく使用できる。

### 3. FTP (File Transfer Protocol、エフ・ティー・ピー)

インターネットでファイル（データ）を転送するためのサービス、及びプロトコル。FTPを使用することによって、ユーザはFTP用のサーバからファイルを取得（ダウンロード）したり、また逆にファイルを転送（アップロード）することができる。

FTPを利用するためには専用のソフトウェアが必要だが、最近ではWWWブラウザでも一部のFTPサービスが利用可能になっている。基本的にFTPサービスを受けるためには、目的のFTPサイトの管理者からあらかじめIDとパスワードを発行してもらう必要があるが、「anonymous FTP」（アノニマスFTP、アノニマスとは「匿名」の意味）と呼ばれる、IDとパスワードを必要としないファイル取得専用のもも存在している。

### 4. NetNews (ネットニュース)

インターネットで「掲示板」（ネットワークの掲示板のことを「電子掲示板」と呼ぶ）のように情報を掲示するためのサービス。NetNewsは基本的にテーマごとに分かれていて、各テーマは「ニュースグループ」と呼ばれる。

共通のテーマに関心を持つ人に伝えたいことを投稿（書き込み）し、また他の人の書き込みを閲覧することで、互いにコミュニケーションを図ることができる。これと似たものでは、パソコン通信サービスの電子掲示板や電子会議室と呼ばれているサービスなどがある。またNetNewsには文字だけでなく、画像や音声、動画などの情報を掲示することも可能であり、投稿はこれらのファイルを文字情報化して行う。

NetNewsを利用するためには専用のソフトウェアが必要だが、最近ではWWWブラウザでも利用できるようになっている。

### 5. Telnet (テルネット)

インターネットの別のコンピュータシステムに入るためのサービス、プロトコル。またインターネットに接続してあるパソコン通信サービスをインターネット経由で利用する時にも使われる。

Telnetを利用することにより、ユーザは特定のコンピュータ・システムに遠隔で接続し、そのコンピュータを自由に操作できるようになる（IDとパスワードが必要）。Telnetを利用するためには、専用のソフトウェアが必要。

## 〈パソコン通信〉

### 1. 掲示板（電子掲示板）

不特定多数のパソコン通信会員への連絡や情報提供などを目的とする。雑誌の情報欄のように、その会員であれば自由に情報を発信できる。

ニフティサーブでは掲示板に情報を掲載する場合、会員情報を公開しておく必要があったが、現在はIDのみの表示で利用できるコーナーもある。

英語の「Bulletin Board System」の頭文字をとり「BBS」と呼ばれる。

```

掲示板   BBS
.
.
1. ご利用の前にお読みください
2. メール友達みつけよう（登録名表示）
3. メール友達みつけよう（IDのみ表示）
4. なかまになろう！
5. わたしのホームページ紹介
6. 売ります／買います
7. 無料であげます／譲ってください
.
.
>6

売ります／買います

1. パソコン(本体)Windows
2. パソコン(本体)その他OS/PC-98
3. パソコン(本体/パーツ/周辺機器)Mac
4. パソコン(メモリ/カード/ボード等パーツ)Windows
5. パソコン(スキャナ/プリンタ/モニター等周辺機器)Windows
6. パソコン (その他)
7. パソコンソフト
8. PDA/パームトップ/ワープロ
.
.
>7
掲示板 (1:閲覧 2:登録 3:アップロード 4:ダウンロード 5:削除 6:検索 E:終了)
>1
掲示文書数 : 511
番号  登録者ID  登録日  参照  題名
1    ***01106  1/25   1    【買】子供用ソフト ランドセル
2    ***07414  1/25   1    売：各種マニュアル (ATOK8解説書無料)
3    ***01140  1/25   1    [売] 日経パソコン新語辞典97年98年
4    ***01140  1/25   2    MAC用EG-WORD Pureの前のバージョン
5    ***01257  1/25   10   {買} 3Dソフト・Ray・D・S・5J買います。
6    ***02467  1/25   5    【売】Windowsソフト(オリジナル) ¥1000～
7    ***02166  1/25   4    【売】MP3 JUKEBOX 4k
8    ***10562  1/25   2    SeagateBackupExec買います

```

<ニフティサーブ 電子掲示板より>

## 2. 電子メール

特定の相手とコンピュータのネットワークを通じてデータのやりとりを行うもの。掲示板とは異なり、指定したID宛に直接ファイルを送ることができるため、主に個人間のやりとりに使用される。

## 3. ハンドルネーム

パソコン通信において本名以外に名乗る名前のこと。ペンネームと考えると理解しやすい。パソコン通信の匿名性を特徴づけるもののひとつで、自分で任意につけることができる。

## 4. 電子会議室

テーマごとに会議室が設けられており、ユーザは自由に研究や討論などに参加できる。

## 5. チャット

パソコン通信に接続中の会員同士がリアルタイムでメッセージのやりとりをすること、及びそのサービス。CBシミュレータとも呼ばれる。

## 1-5. インターネットで使われる その他のサービスなど

### 1. 匿名メール

実名を表示しないで、メールアドレスや自分で付けたハンドルネーム（あだ名）を表示させるように、メールソフトを任意に設定してのメールのやり取りはごく一般的に行われている。この点を指してインターネットは匿名性の高いメディアと言われている。

また通常は、メールに付随した情報として、どこのサーバを経由してメールが届いたのかが分かる接続経緯表のようなものがコンピュータ間でやり取りされている。これはメールヘッダと呼ばれるものだが、IPPがサービスを提供している「匿名メールサーバ」を介してメールを送ると、そのサーバまでの接続経緯情報を消去することもできる。

### 2. メール転送サービス

これも一般的なメールサービスであり、現在持っているメールアドレス（ISPなどで取得したアドレス）を基にして、転送サービス業者（IPPなど）から新たなメールアドレスを取得するものである。複数の転送サービス業者からいくつかのメールアドレスを取得し、特定のメールアドレスにメールを集約（転送）させたりして使用される。

### 3. リンク

ネットワークにおいては、複数のノード（ネットワークを構成するホスト、交換機、端末など）を結ぶことをいう。例えば、あるホームページから別アドレスを持つホームページへをクリック一つで接続できる状態に設定することや、接続する行為を「リンクする」「リンクをはる」などと呼ぶ。

インターネットでは、ホームページ同士が相互にリンクをはることが多く、ジャンルごとのリンクをまとめて掲示する「リンク集」のホームページも数多く存在している。

### 4. ミラー

ミラー（鏡）のようにまったく同じ設定のホームページを別のアドレスで見ることができるというものであり、本来、アクセスの混雑を緩和する目的

で行われるもの。ミラーリングともいう。

大抵の場合、複数のサーバにそれぞれ同一内容のホームページなどをアップロードして行われ、それぞれに相互のページへのリンクを掲載して、ユーザが混雑の少ないサーバを選択することができるように設定される。

## 5. Hotline

インターネットを利用した総合情報サービスで、インターネットでパソコン通信のような機能を実現したものである。

提供されるサービスは多岐にわたり、ニュースの閲覧と投稿、ファイルの転送・取得、チャット（文字を使った「会話」サービス）などが手軽に利用できる。また最大の特徴は、Hotlineサーバの作成が極めて容易にできることである。Hotlineを利用するためには専用のソフトウェアが必要となる。

ユーザが特定のHotlineサーバに入るためにはIDとパスワードが必要な場合もある。

## 6. ICQ

インターネットでメンバー同士がメッセージのやりとりを行うソフト。メンバーにメッセージを送ると、そのメンバーのICQが反応し、音と画面表示でメッセージが届いたことを知らせる。

基本的な機能は、あらかじめ登録しておいたメンバーが、現在インターネットに接続しているかチェックする機能と、短いメッセージを送りあう機能（メッセージング）の2つ。ポケットベルをイメージすると分かりやすい。

## **2. ネットワークにおける著作権侵害の特徴**

---

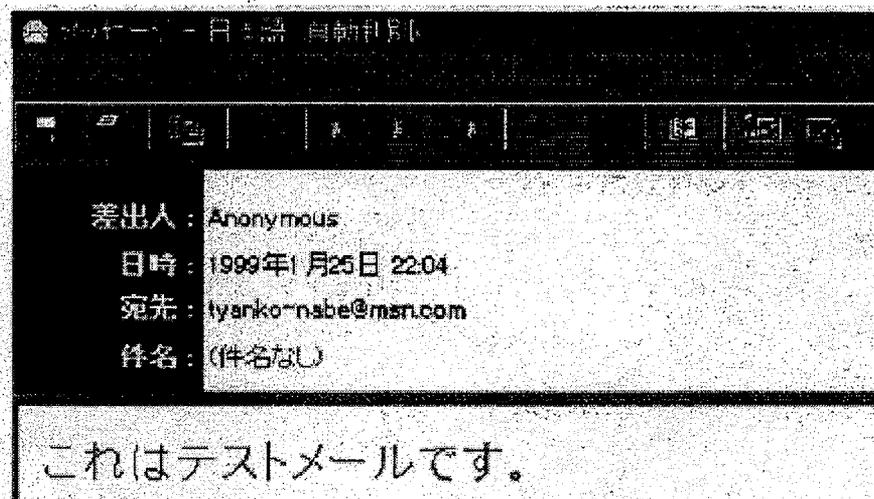
## 2-1. 匿名性

ネットワークで匿名を必要とする場合は、主に以下の3つに分類されると考えられる。

1つめは、政治や国籍による偏見（国家の体制の対立）や、宗教的偏見（宗教間の対立）、民族的偏見（民族的対立）を受けずに、自由に学術情報の交換やネットでのコミュニケーションを行うための利用の場合である。

2つめは、国家政策・戦略上の機密情報のやりとりや情報の収集などを目的とした軍事的要素の強い利用の場合である。

3つめは、自分を架空の第三者に見せかけたり、実在する人物になりすましたりしながら、ネットコミュニケーションを楽しむという演劇的な利用の場合である。男性が、女性の名前を騙（かた）った上で文章も女性らしく書き、ネットでのコミュニケーションを楽しむという「ネットおかま」の存在もしばしば話題になっている。



参考：匿名メールの発信情報

上図は、「tyanko-nabe」宛に送った匿名メール。差出人欄は「Anonymous」、件名欄には「(件名なし)」と表示されており、このメールの発信側の情報は、1999年1月25日の22時04分に送信したということしか分からない。

これらは意図的に「匿名にする、匿名になる」ようにユーザがソフトウェアなどを設定して行われるものであり、例えばアウトルックエクスプレスというメールソフトの場合、メールの差出人の表記は任意で設定できるようになっている。また、パソコン通信でも本名を非公開にすることが可能であり、通常の利用の場合には、IDと呼ばれる記号がその個人を認識するものとして表示されるほか、ユーザが任意に決められるハンドルネームを使う者も多くいる。

実際、ネットワークサービスの一つである電子掲示板の「売ります・買

#### ■通常にメールを送信した場合

```
Received: from *****.* ( [2*.9*.5*.7*] )
      by mail.accsjp.or.jp (8.8.8/3.6Wbeta7) with SMTP id P*****6
      for <*****@accsjp.or.jp>; Mon, 25 Jan 1999 19:00:56 +0900
Message-Id: <19990125****.P*****6@mail.accsjp.or.jp>
To: *****@mail.accsjp.or.jp
Subject: テストメール
From: KEN ***** <*****@mail.accsjp.or.jp>
X-Mailer:Microsoft Outlook Express [Version 2.10 PL3]
Date: Mon, 25 Jan 1999 18:51:58 +0900
Mime-Version: 1.0
Content-Type: text/plain; charset=iso-2022-jp
X-UIDL: f6a***38g***2al***9cc***549***6a
X-Microsoft Outlook Express-received-account: *****
X-Microsoft Outlook Express-flags: Seen
```

(本文) これはテストメールです。

#### ■匿名でメールを送信した場合

```
Received: from replay.com (basement.replay.com [1*.0*.9*.**4])
      by mail.accsjp.or.jp (8.8.8/3.6Wbeta7) with ESMTP id P*****6
      for <*****@accsjp.or.jp>; Mon, 25 Jan 1999 19:08:03 +0900
Received: (from remailer@localhost)      ※メールの発信元が匿名サーバに変更されている
      by replay.com (8.8.7/RePlay, Inc.) id J*****2;
      Mon, 25 Jan 1999 11:04:24 +0100
Date: Mon, 25 Jan 1999 11:04:24 +0100
Message-Id: <19990125****.J*****2@replay.com>
From: Anonymous <nobody@replay.com>      ※通常は相手のメールアドレスが表示される
Comments: This message did not originate from the Sender address above.
          It was remailed automatically by anonymizing remailer software.
          Please report problems or inappropriate use to the
          remailer administrator at <abuse@replay.com>.
To: *****@mail.accsjp.or.jp      ※メールタイトル (Subject:) の項目が削除されている
X-UIDL: 593***4k5***3ca***205***d54***10
X-Microsoft Outlook Express-received-account: *****
X-Microsoft Outlook Express-flags: Seen
```

(本文) これはテストメールです。

参考：通常の送信と匿名送信によるメールヘッダの相違

(\*印はセキュリティ上編集した部分)

います」コーナーや「友達募集」コーナーのほか、「チャット」などの即答式会話コーナーなどにおいて匿名が利用されており、ネットワーク社会ではごく一般的なものとなっている。

ただし、ユーザがメールソフトを任意に設定する範囲での匿名化では、送信されたメールのヘッダを確認すると、アドレスなど差出人についての情報が記載されたままになっている。このアドレスや接続経緯などの情報が盛り込まれたヘッダ部分をも匿名化するものとして、IPPによる匿名メールの送信サービスなどがある。

また、アノニマス（匿名）FTPサイトは、誰でもがそこにあるファイル（論文などの資料）を利用できるように設定してあるのが通常で、例えば、ID欄に「Anonymous」、パスワード欄に利用者のメールアドレスを入力するという方法でアクセスが可能となる。ゲスト扱いで利用できるサイトであることから、公開サイトともいえる。

問題は、この匿名性を犯罪に悪用する事例が増加の傾向にあることである。

以前、無職の男性がネットでの海賊版販売を女性名で行っていた事例があった。これは、被疑者が妹名義の口座を使ってパソコン通信会社と契約していたため、侵害行為者の特定に時間がかかった。また、大学などのアノニマスFTPサイトに、海賊版ソフトや不謹慎ソフト（サリンゲームなど）が匿名でアップロードされるといった事例も起きている。

今後、このネット特有の匿名性を悪用した犯罪がさらに増加していくなれば、匿名そのものの是非が問われていくことになるだろう。

## 2-2. ネット特有の組織化の要素

### 1. 非面接性（非対面性）

お互いに顔を会わせることなく、メールや電子掲示板などを使ってコミュニケーションができることは、コンピュータネットワークの一つの特性である。

過去の事例で、海賊版ソフトを販売していた男性Aを自宅捜索し逮捕したところ、供述から、Aは受注と販売を担当しており、実際のコピーはネット仲間の男性Bが行っていたことが判明したことがある。当初、AはBをかばって名前を言わなかったが、捜査機関が交信記録に基づいて追及したところ、Bの名前や住所などを供述したため、同日、Bを逮捕した。このAとBは、直接会って会話したことが一度もないという関係だったが、AがBをかばう様子はあたかも親友同士であるかのようにであった。ネット特有の組織化の特質として、この非面接での仲間意識を挙げるができる。

ある著作権侵害の被疑者の自己分析によると、夜中に自室でパソコンの画面の文字だけを見て、相手の声や顔を見ずに一人でネットワークで交信していると、その交信相手と特別な連帯感が生まれたという。この連帯感が、ネット特有の仲間意識を生み出しているとも考えることもできる。

仮に、非面接性によってもたらされるネット特有の連帯感や仲間意識が一種の安心感を生み出し、日常生活の場面で働く警戒心、不安を払拭させているとすれば、ネットワークでの詐欺行為などの犯罪は、今後も巧妙化し、後を絶たないことが予測される。

### 2. 広域性（場所の不要性）

インターネットでは、ホームページのリンクなどを通じ、海賊版を販売している者同士がお互いに連絡・連携を取るケースが多い。これらリンク仲間のほかにも、ホームページで提供されている掲示板などのサービスを通じて、様々なグループが形成されている。これらのグループは、前述の非面接性や、オープンネットワークであるインターネットの地理的な無制約性をもとにした「共同体」であるという特性を持っている。

現在は、携帯電話やPHSの普及により全国のどこからでもインターネットなどにアクセスできる状況にあり、更に衛星携帯電話が普及すれば、長距離を移動しながら地球規模での違法情報の発受信も可能となる。実際、

公衆電話からノートパソコンを使って、海賊版ソフト販売のための顧客へのメールの送受信や、自分のホームページのメンテナンスなどを行っていた事例もあった。この例では、自宅の電話回線では使用量などの証拠が残るということが理由であったが、環境の整備が進むに連れ、ネットワークに接続するための特定の場所が不要となる状況が日常的に出現し、犯罪行為地の広域化も進んでいくことが予想されている。

更に最近では、アメリカやイギリス、台湾などのサーバでもソフトウェアの違法なダウンロードサイトが数多く見られ、国境を越えての違法行為はごく当たり前になっている。いわゆる「言葉の壁」は、翻訳ソフトの普及などによりある程度クリアされており、海外サーバでの日本人向け違法ダウンロードサイトも増加している。

### 3. 不特定多数性

ネット仲間は、オンラインでのコミュニケーションと対比させて、仲間同士が“オフライン”で直接会う、通称「オフ会」と呼ばれる顔見せの会合を行うこともあるが、インターネットなどにおける「仲間」関係は、一般的に、実社会の生活と離れた匿名の者同士の情報交換の場によるものであることから、これを固定的なものとして捉えることは難しい。ネットで違法行為を行っているグループなどにおいても、顧客と構成メンバーとを区別して考えたりすることは、意味をなさない場合もある。

例えば、WEBサイトに違法アップロードされたソフトをダウンロードした者が、併設された「掲示板」に「お礼」を書き込むということがあり、アップロードを行った者は、そうした掲示板での反響を見て、次なる違法アップロードの「励み」にするという関係も見られている。また、ダウン

●\*\*\* 題名：ごちそうさまでした 投稿日：99年1月12日<火>14時02分

\*\*\*いただきました。

どもありがとうございました。

Mozilla/4.0 (compatible; MSIE 4.0; Windows 95) via Squid Cache version 1.0.22

●\*\*\* 題名：ありがとうございます 投稿日：99年1月10日<日>01時52分

\*\*\*と\*\*\*ソフトを貰います。

ありがとうございます。

Mozilla/4.0 (compatible; MSIE 4.01; Windows 95) via Squid Cache version 1.0.22

参考：ある掲示板の書き込み内容

ロードした者が更に他のソフトのアップロードをリクエストしたり、別のソフトを「お礼」にアップロードすることも頻繁に行われている。

更に海賊版ソフト販売などでは、情報の劣化がなく複製が容易であるデジタル著作物の特性から、入手した海賊版がそのままマスターになるため、それまでの「顧客」が新たな「販売者」となることも多い。販売・支払い方法の多様性などとも相まって、人物特定や組織の規模・関係の把握は困難を極めている。

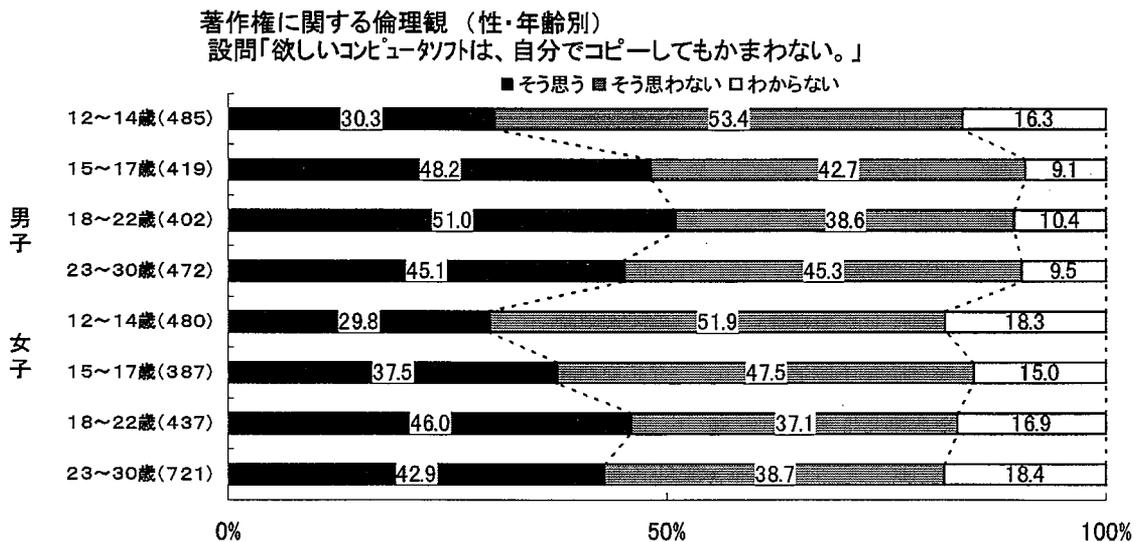
## 2-3. 若年層の増加

パソコン通信などを悪用した、個人による海賊版販売などの著作権侵害の増加につれて、若年層による侵害も急増している。ACCSが取り扱った刑事事件のうち、10代～20代前半の被疑者によるものは、86年から90年代半ばまでは2件だったものが、96年ごろから現在までには6件となり、警告等の案件も含めるとその数は相当なものになる。

『情報化社会と青少年～第3回情報化社会と青少年に関する調査報告～』（総務庁青少年対策本部編）によれば、「欲しいコンピュータソフトは、自分で買わないでコピーしてもかまわない」とする者は、男子の15～22歳ではほぼ半数近くの割合となっている。

総務庁の指摘にもあるように、大学生については自宅や学校などでのコンピュータの必要度と収入面とのギャップが、不正コピーを肯定的に認識させる要因となっており、そのひずみが海賊版ソフトの売買などに表れているとみられる。

ただし、ACCS主催の子どもセミナーにおけるアンケートによると、「著作権」という言葉を知らなくても、「(ソフトウェアなどを)勝手にコピーしてはいけない」という認識は、多くの小・中学生が持っている。青



総務庁青少年対策本部 編

「情報化社会と青少年～第3回情報化社会と青少年に関する調査報告～」より

年層での不正コピーに対する肯定的な考えは増加傾向にある一方で、子どもたちはテレビゲームなどのソフトウェアに日常的に触れることによって、著作権の実質的な意味を早い時期から理解している。このため、草の根的な教育が必要不可欠となっている。

過去の事例では、高校の同級生2人が、海賊版の受注発送役と作成役とに分担し、売り上げ金を7割5分と2割5分に分配するなどの綿密な計画を立てて海賊版販売を行っていたものがあった。ただしこのケースでは、片方はやめたくても、学校でいじめを受けるためにずるずると仲間になっていたという、「いじめ」の問題もその背景にあった。

### 3. ネットワークを悪用した著作権侵害事例に おける留意点

---

## 事例1. 他人のパスワードを盗用

愛媛県警察本部生活保安課は平成8年11月、大手パソコン通信を悪用し、海賊版ソフト販売を行っていた無職男性(30歳)を逮捕した。CD-R250枚、MOディスク60枚、FD600枚、合計約2000のソフトタイトルが押収された。

被疑者は5つの偽名を使っており、預金口座約30を所有、私設私書箱を開設した上で他人のIDやパスワードを使用していた。また、電子掲示板などで海賊版ソフト販売を広告している掲載者などを見つけ、「君のやっていることは違法行為だ。IDとパスワードを教えれば、警察にはだまっている」といった内容の電子メールなどを送りつけて脅迫した上で、他人のID入手していた。脅迫された者の中には、クレジットカードまで提供する者もいたという。

## 事例2. 他人の保険証の盗用とレンタルサーバ悪用

宮城県警生活保安課と仙台南署は平成10年2月までに、インターネットのホームページを悪用してパソコンソフトの海賊版販売を行っていた、中国籍の会社員男性A(31歳)を有印私文書偽造・同行使の疑いで、同じく中国籍の東北大教育学部男性大学院生B(27歳)を著作権法違反の疑いで逮捕。3月にはAを著作権法違反の疑いで再逮捕した。インターネットのホームページに広告を掲載しての海賊版販売について、全国初の摘発となった。

2人は、アメリカのレンタルサーバを使ってホームページを開設。「ソフトワールド」や「日本ソフト」の名前で海賊版販売を広告し、電子メールでの注文を受けると、CD-Rに複製したビジネスソフトやグラフィックソフトなどを郵送し、代金は銀行口座に振り込ませていた。銀行口座は盗んだ保険証を使って開設しており、2人の名前は全く表面化していなかった。2人はこの身分証明書を得るために女性宅に忍び込んで保険証を盗んでいたほか、地方自治体が留学生を対象に生活支援のために支給していた「バスカード」を換金し、海賊版ソフトやコンピュータの購入代金に充てていた。

### 事例3. 私設私書箱と転送メールサービスの悪用

宮城県警生活保安課と仙台南署は平成10年6月、インターネットを悪用してパソコンソフトの海賊版を販売していた東京大学大学院生男性(27歳)を逮捕した。

被疑者は「MacWareZ」の名称を使い、インターネット上のメールアドレスからリストを送りつけて顧客を募る方法で海賊版を販売。マッキントッシュ用の約500種類のソフトウェアをCD-R5枚に記録し、1枚につき15,000円で郵送販売していた。

被疑者はリストなどを送る際には、海外の転送メールサービスを使った上で名称も短期間で次々に変更するなど、巧妙な匿名工作を行っていたほか、私設私書箱も期間を決めて使い分けていた。また、大学のサーバを使って海賊版ソフトのリストなどのやり取りもしており、大学の研究室の自宅捜索も行われた。大学のサーバの管理体制のあり方を考えさせる事件であった。

### 事例4. なりすまし

① 福岡県警生活経済課と小倉北署は平成9年11月、病院の男性事務員(37歳)を著作権法違反の疑いで書類送検した。

被疑者は、知人名で取得したパソコン通信のIDを悪用し、電子メールを使って海賊版ソフトを宣伝し、注文を受け付けていた。

② 京都府警生活環境課と川端署は平成10年7月、京都大学学生男性(28歳)を著作権法違反の疑いで逮捕した。

被疑者は、インターネットの電子メールで海賊版ソフトのリストを送り付けて注文を受けていた。また、自宅アパートの隣室に以前住んでいた男性になりすまして開設した銀行口座を、海賊版ソフトの代金振込先に使っていた。

以前から、親や兄弟姉妹、友人や知人など身近な人たちに「なりすまし」ケースは多かったが、いわゆる「架空名義屋」といったアンダーグラウンドな販売者から銀行口座(相場2~5万円)や社会保険証(相場7~10万円)などをネットを通じて購入するといったケースも増えてきている。

## 事例5. 未成年者の犯罪、父親名義での登録

愛知県警生活経済課と熱田署は平成9年12月、パソコン通信の電子掲示板に広告を掲載し、無断複製したゲームソフトなどをFDやCD-Rに収録して販売していた高校生（18歳）を書類送検した。

パソコン通信には母親名で加入し、振り込み先には父親名義の銀行口座を使っていたが、両親とも海賊版販売については知らなかった。

この事例では、高校生が高価なコンピュータや最新のオーディオ機器を次々に購入していたにも関わらず、親は購入代金の出所について全く知らず、子どもに尋ねたこともなかったという。

## 事例6. その他の著作物などに対するネットでの侵害

### ヒット曲を無許諾複製販売

島根県警生活保安課は平成10年5月、デジタル衛星放送からヒット曲をミニディスク（MD）などに録音してインターネットを悪用し販売していた男性会社員（46歳）を、著作権法違反の疑いで逮捕した。

被疑者は「邦楽の最新ヒット曲をカセットテープやMDに録音して販売する」との電子メールをインターネットを通じ全国の約2,200人に送付。希望者からリスト希望のメールを受けると、支払い方法などを書いたメールを送って注文を取り、代金は銀行口座などに振り込ませていた。約350曲を録音し、17都道府県の計41人に対して延べ54件を販売、約14万円を売り上げていた。

被疑者は、短期間で電子メールアドレスなどを変えていたほか、複数の銀行口座を使い分けるなど身元を隠す工作をしていた。

同課は松江市内の男性から通報を受けていたほか、平成10年4月末には日本音楽著作権協会（JASRAC）から告訴を受け、捜査を続けていた。

### 公務員による人気アーティストの海賊版ビデオ複製・販売

富山県警は、無許諾で人気アーティストグループ「ドリームズ・カム・トゥルー」のテレビ放送番組をビデオに録画複製し、インターネットのホームページを悪用して通信販売していた公務員を、著作権法違反の疑いで逮

捕した。被疑者は97年12月ごろから98年1月ごろまでの間に販売を行っており、偽造品約50点が押収された。

#### **衣料品販売店経営者による偽ステューシーTシャツなどの販売**

静岡県警は、卸販売業者から偽のステューシーTシャツなどを仕入れ、インターネットのホームページを悪用して通信販売をしていた衣料品販売店経営者と卸業者ら6人を、商標法違反の疑いで検挙した。被疑者らは98年2月ごろから7月ごろまでの間に販売を行っており、偽造品約200点が押収された。

## 4. 今後予想されるネットワークでの 著作権侵害

---

## 4-1. 公衆送信権侵害

### 1. ネットワーク利用と著作権法の改正

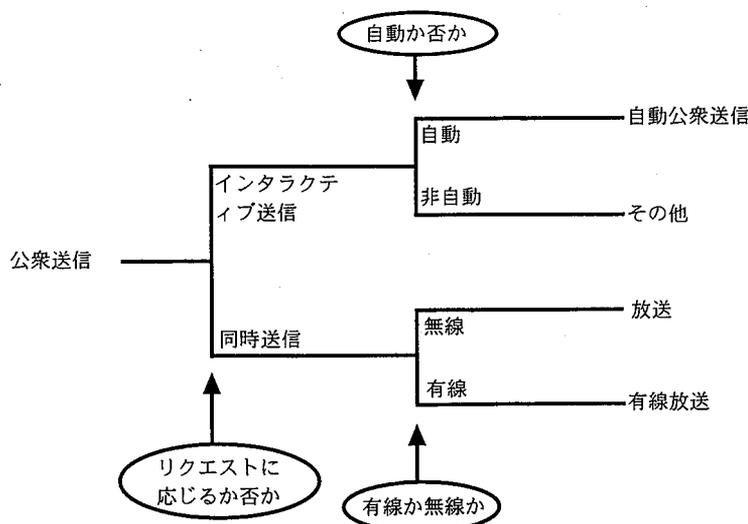
最近のネットワークの普及は目覚ましく、平成10年には国内だけでもインターネットの利用者は1,000万人を越えたとされている。またローカルなネットワークも、企業を中心として急速に普及しつつある。このような状況を踏まえて平成9年、著作物のネットワークでの利用に対応した著作権法の改正が行われた（平成10年1月1日施行）。ここでは、今回の改正のポイントである「公衆送信権」について説明する。

### 2. 「公衆送信」とは？

改正された著作権法では、著作者は「公衆送信を行う権利を専有する」\*1とされ、他人の著作物について公衆送信を行うには著作者等の許諾が必要になる。そこで、ネットワークなどを利用して著作物を送信する際には、この「公衆送信」について理解しておくことが重要である。

「公衆送信」とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと」と定義されている。「公衆送信」には次の4つのタイプの送信が含まれる。

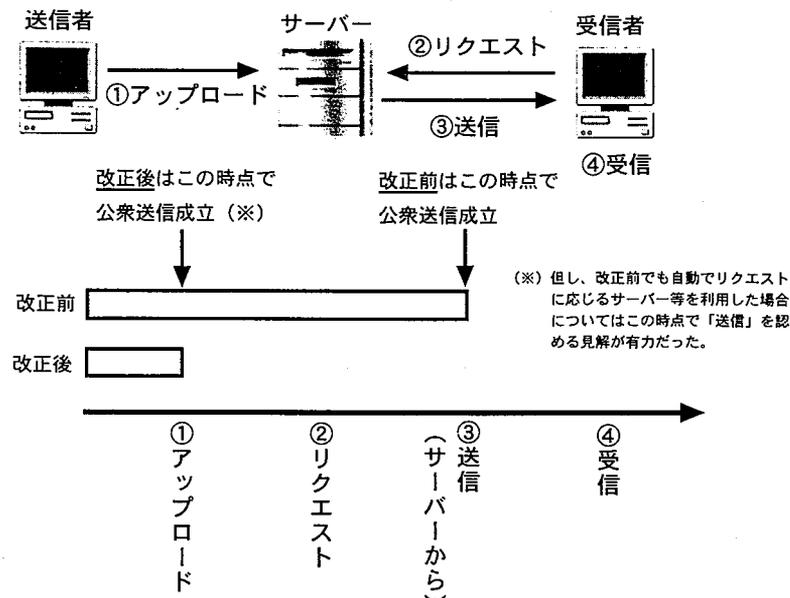
自動公衆送信	インターネットのホームページなどを用いて公衆からの求めに応じて自動的に行う送信
放送	テレビ放送やラジオ放送など、公衆に同一の内容を同時に受信させる目的で行う無線による送信
有線放送	CATV放送や有線音楽放送など、公衆に同一の内容を同時に受信させる目的で行う有線による送信
その他	電話で申し込みを受け手動でFAX送信する場合など公衆からの求めに応じて自動的以外の方法で行う送信



### 3. 「公衆送信」と「送信可能化」

改正前にも「有線送信」という概念があり、インターネットのホームページなど「自動公衆送信」に当たる送信も、一応これに含まれると解されていた（ただし、サーバーにアップロードしただけで送信といえるのか、サーバーから送信された場合、送信の主体はサーバーにアップロードした人か、サーバーの所有者か、などの点について見解の対立があった）。しかし現在のように、ネットワークが全世界に張り巡らされ、端末を有する者は誰もが情報の送信者にも受信者にもなり得る状況においては、自分の著作物を誰がいつどこに送信しているかを確認することは困難である。そこで「自動公衆送信」の場合には、いわば送信行為の前段階である、著作物等を端末からアクセスできる状態にすること（これを「送信可能化」と呼んでいる）についても、「公衆送信」に含まれることにした\*2。これにより、例えば、インターネットのホームページに自分の著作物が無断で掲載されていることさえ確認できれば、権利者は、実際に送信が行われたことを確認しなくても、自分の権利を主張できることになる。

なお、インターネットなどで実演やレコードの音楽等を送信することについては、実演家やレコード製作者にはこれまで権利が認められていなかったが、今回の改正では、送信の前段階の行為である「実演やレコードの音楽等を公衆に対して、送信可能にすること」について権利（送信可能化権）を付与され、その許諾の際に、その後の個々の送信についての利益を確保する機会が与えられることになった。



\*1 公衆送信権等（著23条）

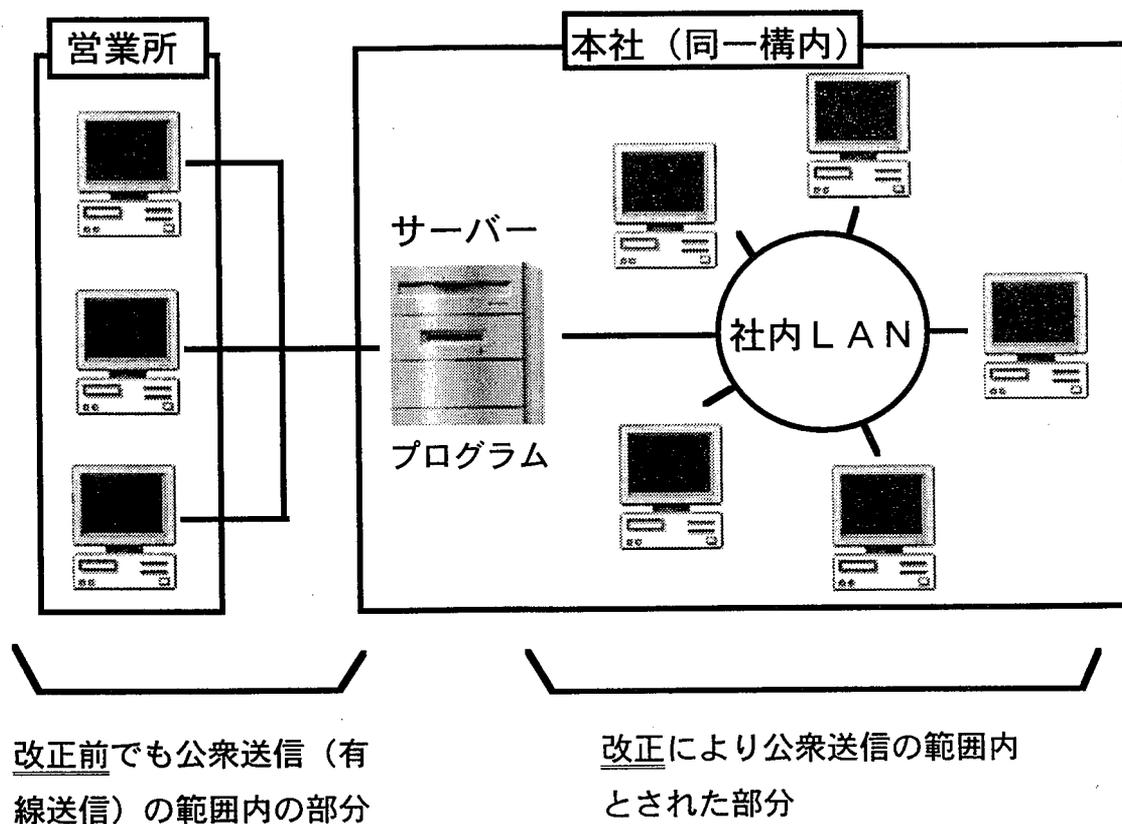
\*2 公衆送信権等（著23条1項カッコ書）

#### 4. 同一構内での送信と「公衆送信」

従来の「有線送信」には、同一構内における送信（例えば、大学の同一敷地内や会社の建物内での学内LANや社内LANにおいて著作物等を送信すること）は含まれていなかった\*1。しかし、例えば、コンピュータ・プログラムを一本だけ購入してLANのサーバに蓄積し、多くの端末でこれを利用することが可能であることから、本来であれば、LANに接続されている各端末の数だけ購入されるはずであるコンピュータ・プログラムが1本しか購入されず、著作権者に不利益を与える事態が生じた。

そこで、平成9年の改正ではプログラムの著作物に限り、同一構内の送信も「公衆送信」に含まれるとされ、権利者の利益が確保されることになった

\*2。



\*1 定義(改正前の著2条1項17号カッコ書)

\*2 定義(著2条1項7号の2)

## 4-2. 犯罪の複合化

インターネットでの著作権侵害の実態調査では多くのホームページを確認しているが、最近になり、海賊版ソフトのリストなどが掲載されたサイトに、併せて詐欺的な広告やねずみ講、薬物やわいせつ図画の販売などを広告するものが数多く見受けられるようになっている。

海賊版ソフトなどはデジタルの特質上、内容を劣化させずに多数の複製が可能であり、その元（マザー）となるソフトウェアにも海賊版が使われていることが推測されている。過去の事例では、海賊版ソフト販売で得た資金で家のローンを払いきったものや、ロレックスの時計をいくつも所持していたものもあり、作業の簡便さや資金の不要性などから、海賊版ソフトの販売で得た資金を元手に、他の違法物の販売を行うといった背景があると考えられる。

このような状況に対応する形で、海賊版ソフト販売での著作権侵害の摘発の際には、わいせつ図画頒布や薬物所持、有印私文書偽造などの罪でも検挙を行う事例が増加する傾向にある。

## 4-3. ネットでのその他の犯罪類型

以下は、著作権侵害とは直接結びついてはいないが、ネットワークを悪用した最近の犯罪事例であり、今後はネットワークで行われる犯罪という類型の下で、下記のような形態のものも著作権侵害と「組み合わせる」ことが一般的となる可能性がある。

### 1. わいせつ画像の販売

平成11年1月、警視庁保安課と麹町署は、インターネットでゲームソフトを販売した際、わいせつ画像を記録したCD-Rを売っていたとして、派遣会社員（25歳）をわいせつ図画販売の疑いで逮捕した。被疑者は、1本5,000円程度のゲームソフト約160本を収録したCD-R4枚を、わいせつ画像約3,200枚を収録したCD-R1枚とともに販売していた。調べによると被疑者は、自分のホームページにゲームソフトを売る旨の広告を掲載し、ゲームソフトのおまけとしてわいせつ画像を付けていたという。

## 2. 薬物の販売

平成11年1月、福岡県警中央署は、インターネットで海外から入手した「催眠導入剤」の粉末を、テレクラで知り合った女子高生にだまして飲ませてみだらな行為をしたとして、会社員（34歳）を県青少年健全育成条例違反（淫行）の疑いで逮捕した。逮捕時には、インターネットで購入した約100グラムの白い粉末が入った容器を所持していた。この粉末の代金は、クレジットカードで決済していた。

同様の案件として、薬物のリストを掲載し注文を受け付けていたホームページから3万円で購入したクロロホルム1瓶（50cc）を使って、女性に乱暴しようとしていた会社員（29歳）が、警視庁志村署に強姦未遂の容疑で逮捕、起訴されており、さらに平成11年2月には、この会社員にクロロホルムを販売した京都大大学院生（32歳）が、毒劇物取締法違反（無許可販売）容疑で逮捕されている。

## 3. ノミ行為

平成11年1月、警視庁保安課と千住署は、インターネットで競馬の勝ち馬投票行為を行ったとして、無職男性（50歳）を、競馬法違反（ノミ行為）の疑いで逮捕した。被疑者は、ホームページで「競馬投票券購入代行サービス」を開設して会員を募り、これまでに延べ約900人の客を相手に約1,300万円を稼いでいた。

## 4. 詐欺

平成10年1月、広島県警、岐阜県警の合同捜査本部は、ポストカード販売会社社長ら3人を詐欺の疑いで逮捕した。

被疑者らは、ポストカードの販売による収益金の一部を環境保護団体の活動基金に充てるという名目で、抽選番号付き私製はがきを販売するペーパーカンパニーを南太平洋のバヌアツ共和国に設立登記して、ホームページを開設。虚偽の海外宝くじ（1等50億円）を宣伝して抽選番号が記載された私製はがきを1枚2,500円で販売していた。全国約1,500人から2,000万円を集めていたとみられている。

## 5. その他ネットワークでの 著作権侵害に係わる不正行為

インターネットでのコンピュータソフトに対する著作権侵害は、ホームページでの海賊版販売の宣伝や違法アップロード、電子メールを使った海賊版販売の宣伝などに代表される。ホームページを悪用したものについては、前述のとおり犯罪の複合化が問題となっているほか、海賊版販売や違法アップロードなどを取り巻いて、数多くの有害情報などが出回っている。

## 5-1. シリアルナンバーなどの公開

インストール時にシリアルナンバー（製造番号）の入力が必要なソフトでは、このシリアルナンバーの入力が使用プロテクトの機能を果たしているものもあり、これらは、シリアルナンバーを入力しないとインストールできないよう設計されている。

インターネットでは、このソフトのシリアルナンバーやシェアウェアのパスワードが、膨大な一覧表として公開されるという問題が起きている。これは、海賊版や不正コピーなどで入手したソフトウェアを使用できるようにすることを目的として行われており、シェアウェアのパスワードについても、本来は使用料を払った場合にのみ使用者に対して与えられるものであることから、その公開は不正使用を助長するものと推測される。

これらシリアルナンバーやパスワードそのものは著作物ではないこともあり、公開を直接的に規制する法律はない。しかし上記の理由から、シリアルナンバーの公開は著作権侵害の幫助として、またパスワード公開についてはシェアウェアの作者に対する業務妨害としてとらえることができる。

206362

.COM

99/2/14 更新

◆おしらせ◆

何か用事があれば、メールよりICQの方が確実です！

管理人: [redacted] ICQ: [redacted]  
http://[redacted]

◆メニュー◆

[ca981225sp.zip\(150kb\): シリアル最新版](#)

[更新履歴](#)

[1999/1/14と1999/1/17にアップしたファイルの落とし方](#)

■お願い

- ・落とすときはReGetを使ってください
- ・落したら、掲示板に何か書いてください
- ・再アップはしません
- ・補完は落とした方に頼ってください

掲示板: メインでございます  
掲示板II: 補完

◆お土産◆

全て無料です。死んでるファイルがあればお知らせくださいませm( )m

▼[1999/1/7] classrar  
[redacted] : 1.8M  
[redacted] : 5.5M  
[redacted] : 876K  
[redacted] : 820K

参考：シリアル集のアップロードサイト

画面上の「◆メニュー◆」の「ca981225sp.zip(150kb): シリアル最新版」をクリックすると、圧縮されたシリアル集をダウンロードすることができる。またこのサイトでは、「◆お土産◆」としてソフトウェアの違法アップロードも行われている。(サイト名、ソフト名などは隠してあります)

## 5-2. ゲームソフトなどのエミュレータのアップロード

ホームページにアップロードされているゲームソフトなどのエミュレータ自体については、その開発者の著作物であり、それ自体が他人の著作権を侵害するものではない。

しかしエミュレータは、それと一体となって無許諾でアップロードされるゲームデータと密接な関連があり、この違法ゲームデータを助長するものとして考えることが可能である。このことから、同一のホームページに、エミュレータとともに違法ゲームデータがアップロードされている場合や、別個であったとしてもそれぞれがリンクされている場合などについては、著作権侵害行為の共同正犯（共同不法行為者）もしくは幫助犯としてとらえることができる。

エミュレータと違法ゲームデータが全く関連のないサイトにそれぞれアップロードされている場合については、直接、著作権侵害行為の共同正犯もしくは幫助犯としてとらえることは難しいが、権利者による正規のゲームデータのアップロードが実施されておらず、また許諾も行われていない現状では、エミュレータのアップロードは必然的に違法ゲームデータのアップロードを前提とせざるを得ず、更にそれを促進していることは明らかである。この理由からエミュレータのアップロードの自粛を要請することは可能であると考えられる。

### 参考：プレイステーション用エミュレータ問題

ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCE）と同社米国法人は平成11年1月27日、プレイステーション用ソフトをアップルコンピュータのパソコン「iMac（アイマック）」上で動作させるエミュレータ「バーチャル・ゲーム・ステーション（VGS）」を開発した米ソフトウェアメーカーのコネクティクスを相手取り、ソフトウェアの著作権と知的所有権を侵害したとして、同ソフトの生産中止と損害賠償を求め訴訟をサンフランシスコの連邦地裁に提起した。

報道によるとSCEは、コネクティクスが独自のゲーム開発をしないで、他社のゲームに依存した事業を推進したのは明白だとし、同社ともアップルともVGSの開発に関して提携などをしていないこと、同社が勝手に開発したことを主張。一方、コネクティクス側は知的所有権の侵害はないとした上で、2月4日（現地時間）になり、連邦地裁がVGSの出荷の一時差し止め請求を却下したことを発表した。これに対しSCEは、更に今後の手続きで同社の侵害を明らかにするとし、3月中旬に販売停止の仮処分を求める口頭弁論が開かれるとの見通しを発表している。

VGSは、平成11年1月に開催された展示会「マックワールド99」に出品され、この際にアップルコンピュータのステイブ・ジョブズ暫定最高経営責任者（CEO）による基調講演で紹介され話題となった。同氏は2月18日に日本で開かれた同展示会の基調講演でもVGSに触れ、コネクティクスがVGSを夏ごろに日本で発売するとの見通しを示した上で、VGSは消費者の評価が高いソフトであり訴訟は残念とし、両社間での問題の解決を求めた。

コネクティクスは、不正コピー防止の強化やプレイステーション用ソフトとの互換性を改善した「VGS1.1」を既に発表しており、同社のウェブサイトなどで49ドルで販売している。

## 6. 資 料

---

## 6-1. 侵害の変遷

コンピュータソフトウェアに関する著作権侵害は、パソコンが普及を始めた1980年代の海賊版販売店に始まり、店舗を構えた形態のものから、現在ではネットワークを悪用したものへと移行してきている。これに伴って侵害行為者像も、海賊版販売での収入で生計を立てるといった専業・組織的なものから、会社員や学生などのように他に正業を持つものによる、アルバイト感覚での個人的なものへと移り変わってきている。

### 1. 海賊版販売店

コンピュータが一般に使われ始めたころ、すなわちパソコンが普及していった1980年後半から90年初頭までに多く見られた形態。改正著作権法が1986年に施行され、プログラムが著作物として例示されるようになってから摘発が相次ぎ、あからさまな海賊版販売店はなくなった。

### 2. 無許諾レンタル店、疑似レンタル店

(中古販売方式、閲覧方式、交換方式)

海賊版販売店の多くは、オリジナルソフトを使った無許諾のレンタル店に移行していったが、これらについても貸与権を侵害するものとして摘発が相次いだ。また、貸与権を脱法するための形態として、中古販売を装う店や会員間で閲覧する形を取る店なども出現したが、これらについても、事実上無許諾のレンタルが行われているとして相次ぎ摘発された。

### 3. パソコン通信、インターネットでの海賊版販売

1993年ごろから、店舗営業による海賊版販売に替わって、パソコン通信の電子掲示板を悪用した海賊版販売が増加しはじめた。これらは非面接で行われるうえ匿名性も高く、また、海賊版販売広告など情報の発信は、広域かつ不特定多数に対して行うことができるという特徴がある。海賊版そのものは、市販の機器を使って個人宅などで受注分だけ作るといった形態が大多数と推定される。

また、パソコン通信に比べて監視を受けにくいことや、国外サーバにホームページを持った場合などには特に匿名性が保たれることなどから、現在はインターネットを悪用した海賊版販売が最も活発な動きを見せている。

注文を受けるとCD-RやMOなどの媒体を使って海賊版を作成し、郵便や宅配便で送りつけるというのが典型的な方法で、代金は銀行振り込みなどで入金させる方法をとる。

これらのほか、現在、インターネットでのソフトウェアの違法アップロードが大きな問題となっており、これは1998年1月より施行された改正著作権法の公衆送信権侵害に当たるもの（「4-1. 公衆送信権侵害」に詳述）で、技術の進歩に伴って侵害行為もより悪質・巧妙なものに推移している。

# 年代

# 事犯

# 媒体

# 被疑者像

1986年頃

店舗を構えた  
海賊版販売

ロイヤリティ  
中心

専門業者

1989年頃

店舗を構えた  
レンタル

店舗を構えた  
疑似レンタル

1993年頃

パソコン通信利用  
の海賊版販売

ロイヤリティ  
中心

高校生・大学生  
会社員・大学講師など

フリー  
コピー

行為者の匿名化

インターネット利用  
(パソコン通信含)の  
違法アップロード

## 6-2. ACCS取り扱い刑事事件一覧

告訴日	違法行為者	検察	違法内容	判決内容
86.7.28	愛知「T産業」	愛知	コピー品販売	罰金20万円
86.7.28	愛知「Pランド」	〃	〃	罰金20万円
87.5.8	愛知「Pランド」	〃	レンタル	罰金20万円
87.5.8	愛知「Sハウス」	〃	〃	罰金20万円
87.5.8	愛知「Bマン」	〃	〃	罰金20万円
87.6.9	滋賀「Pクラブ大津店」	滋賀	〃	罰金10万円
87.6.25	愛知「T」	愛知	コピー品販売	罰金20万円
87.6.25	愛知「ハソソソフトI」	〃	〃	罰金20万円
87.12.9	徳島「B」	徳島	レンタル	懲6ヶ月執行猶予3年
88.6.29	愛知「TアソトH」	愛知	レンタル	罰金20万円
88.6.29	愛知「T販売」	愛知	コピー品販売	罰金15万円
88.7.5	葛飾「A」		レンタル	
88.10.22	福岡「A」	福岡	〃	罰金20万円
88.11.8	奈良「ハソソソフトY」	奈・葛城	〃	罰金15万円
88.11.24	世田谷「P」	東京	コピー品販売	
89.1.19	富山「A」	富山	レンタル	罰金20万円
89.1.19	金沢「Iソフト」	金沢	〃	罰金20万円
89.1.19	金沢「Sランド」	〃	〃	罰金20万円
89.1.19	船橋「F企画」	千葉	コピー品販売	罰金20万円
89.1.19	船橋「Eシヤハン」	〃	〃	罰金20万円
89.4.13	新潟「P」	新潟	レンタル	
89.4.13	新潟「R商会」	〃	〃	罰金20万円
89.4.13	長岡「F長岡店」	新・長岡	コピーサービス	懲10ヶ月執行猶予3年
89.4.22	奈良「S21」	奈・葛城	レンタル	罰金15万円
89.5.13	札幌「Pワード」	札幌	レンタル・中古品売買	罰金20万円
89.5.26	埼玉「被疑者M」・大阪「被疑者K」	愛知	コピー品販売(ハソソソフト)	保護観察処分
89.5.26	愛知「M&I」	愛知	レンタル	罰金20万円
89.	広島「V」	広島	〃	罰金20万円
89.	香川「T」	香・丸亀	コピー品販売	罰金20万円
89.	奈良「C」	奈良	中古品売買内金方式	罰金15万円
89.	世田谷「SR明大前店」	東京	レンタル	
89.	京都「ハソソソフトB」	京都	〃	罰金20万円
89.	京都「ハソソソフトB」	京都	レンタル	罰金15万円
89.	京都「ハソソソフトC」	〃	〃	罰金20万円
89.	世田谷「L」	東京	レンタル・中古品販売	
89.	世田谷「Pホックス」	〃	中古品販売	
90.2.20	富山「FHT」	富山	中古品売買	罰金20万円
90.4.10	相模原「S」	神・相模	中古品売買	罰金20万円
〃	相模原「S2」	〃	〃	罰金20万円
90.	中標津「M電気」	北・標津	ハードディスクへのコピーサービス	
90.5.2	川崎「PCL」	神・浦賀	中古品売買	罰金20万円
90.5.2	京都「ハソソソフトA」	京都	コピー品販売	罰金20万円
90.7.30	相模原「ソフトウェアセンター」	神・相模	レンタル	罰金10万
90.8.3	葛飾「P」	静・清水	コピー品販売	罰金20万円
90.8.5	熊本「M館」	熊本	レンタル・コピー品販売	罰金20万円

告訴日	違法行為者	検 察	違法内容	判決内容
90.10.5	大阪「MSE」	愛知	コピー品販売(パソコン類)	罰金5万円
90.10.5	大阪「Fフロント」	愛知	コピー品販売	
90.10.	広島「T館」被疑者夫	広島	コピー品販売	罰金20万円
	被疑者妻	〃	〃	
90.10.	大阪「E」	徳島	コピーサービス	罰金20万円
90.10.29	横浜「V」	神・浦賀	中古品売買	罰金20万円
90.10.29	横浜「M商会」	〃	中古品売買内金方式	罰金20万円
90.11.	大阪「Dサビース」被疑者I	徳島	中古品売買	懲役1年執行猶予3年
	被疑者II	徳島	〃	懲役1年執行猶予3年
	法人E	徳島	〃	罰金100万円
91.4	新宿「A」	愛知	コピー品売買	罰金50万円
91.4	大阪「F」	愛知	コピー品売買	罰金50万円
91.6	静岡「I企画」	静岡	レンタル	罰金20万円
91.7	静岡「W書店」	静岡・額	レンタル	罰金20万円
91.7	栃木「士林製ソフト違法移植」		違法移植	不起訴
	被疑者T		〃	懲役1年6ヶ月執行猶予3年
	被疑者E	宇都宮→小仙	〃	
91.7.5	「M」被疑者T	名古屋	コピー品売買	罰金50万円
91.9.3	静岡「J BOX」	静岡	コピー品販売	罰金20万円
91.9.3	静岡「Tワン」	静岡	コピー品販売	罰金30万円
91.9.3	静岡「Cピット」	静岡	コピー品販売	
91.9.3	静岡「J BOX富士店」	静岡	コピー品販売	
92.4.13	愛媛「ファミコンショップS」		コピー品販売	懲役1年執行猶予3年
	被疑者I	愛媛・今治		
	(常盤店)			
	(市駅店)			
	(松山店)			
92.9.3	愛知「PCクラブ」被疑者K	名古屋	コピー品販売	罰金50万円
92.11	渋谷・秋葉原「Mアート」	東京	コピー品販売	
93.4.16	板橋「Gクラブ」被疑者夫	名古屋	コピー品販売(パソコン類)	罰金50万円
93.4.23	「〃」被疑者妻		〃	罰金30万円
93.4.20	栃木「W足利」	宇都宮	レンタル・中古品売買	懲役1年6ヶ月執行猶予3年
93.10	習志野「B」	千葉	レンタル	罰金50万円
	福岡「B」	福岡	レンタル	罰金30万円 法人・個人とも
93.11	愛媛「H書房」 法人	松山	レンタル	罰金10万円
	被疑者S	松山	レンタル	罰金10万円
	被疑者Y	松山	レンタル	罰金20万円
93.12.13	愛媛「K」 被疑者I	松山	レンタル	罰金30万円
	法人	〃	レンタル	罰金50万円
94.5.27	東京「レンタP」	東京	レンタル	懲役1年執行猶予3年
94.5	愛媛「ビテオフロントF」	松山	レンタル	罰金30万円
94.6	高山 「被疑者H.M」	名古屋→一宮	コピー品販売(パソコン類)	罰金30万円
94.6	八王子 「〃 H.T」	八王子	〃 ( 〃 )	罰金30万円
94.7	奈良 「〃 Y.K」	奈良	〃 ( 〃 )	
94.8	横浜 「〃 K.H」	名古屋→一宮	〃 ( 〃 )	懲役1年執行猶予3年
94.8.31	松江 「〃 H.H」	〃	〃 ( 〃 )	罰金30万円
94.9	東京 「〃 K.M」	〃	〃 ( 〃 )	罰金20万円
94.9	東京 「〃 T.K」	名古屋→東郷	〃 ( 〃 )	罰金20万円

告訴日	違法行為者	検 察	違法内容	判決内容
94.9.16	「被疑者I.K」	名古屋→伊丹	コピー品販売 (ハソコ通信)	罰金20万円
94.10.25	「 〃 U.R」	名古屋→一宮	〃 ( 〃 )	懲役10ヶ月執行猶予3年
94.11.14	習志野「K」	千葉	レンタル	
94.12	「被疑者O」	一宮	コピー品販売 (ハソコ通信)	罰金20万円
95.2	習志野「L」 被疑者夫 被疑者妻	千葉区 〃	コピー品販売 〃	罰金50万円
95.2	世田谷「被疑者S.N」	横浜	コピー品販売 (ハソコ通信)	
95.4.7	千葉「ハチスロ内蔵プログラム」 被疑者S 被疑者I		複製権侵害 〃	罰金50万円
95.5	長崎「P堂」	長崎	コピー品販売	罰金50万円
95.6	愛知「MP事件」 被疑者I 被疑者M	名古屋 名古屋	ハードディスクへの 違法インストール	起訴猶予 罰金20万円
95.8	海賊版CD-Rソフト大量複製	名古屋	コピー品販売 (パソコン通信)	
95.9	東京「被疑者G」	名古屋	〃	罰金50万円
95.9	長岡「被疑者H」	長岡	コピー品販売	罰金20万円
95.10.	スーパーファミコンCD-R	八王子→武蔵野	スーパーファミコン用コピー CD-R販売 (パソコン通信)	罰金50万円
95.12	小倉「マイコンクラブ」	福岡	レンタル	罰金20万円
96.3	東京「被疑者F」	名古屋	コピー品販売 (パソコン通信)	懲役1年6ヶ月執行猶予3年
96.2	父子海賊版販売 「被疑者D.K」	名古屋→瀬戸	コピー品販売 (パソコン通信)	罰金30万円
96.5	〃 「被疑者T.K」	〃	サークル内コピー品販売	罰金50万円
96.6	三重「被疑者K」	津→大阪	コピー品販売 (パソコン通信)	
96.6	三重「被疑者O」	四日市→松江→木次区	コピー品販売 (パソコン通信)	
96.8	愛知「被疑者I」	浦和	コピー品販売 (パソコン通信)	懲役1年執行猶予4年
96.9	兵庫「被疑者Y」	尼崎→尼崎家業	〃	保護観察処分
96.10	愛知「被疑者T」	名古屋→宇都宮	〃	罰金20万円
96.11	愛媛「被疑者N」	松山	〃	懲役3年執行猶予5年
96.11	大阪「被疑者K」	大阪	露天商によるコピー品販売	罰金30万円
96.11	兵庫「被疑者K」	尼崎	コピー品販売 (ハソコ通信)	罰金30万円
96.11	愛知「被疑者M、被疑者I」	堺→大阪家業	〃	不処分
96.11	神奈川「被疑者M」	横須賀	〃	懲役1年6ヶ月執行猶予3年
96.11	神奈川「被疑者H」	横須賀	〃	懲役1年4ヶ月執行猶予3年
96.11.26	京都「被疑者D」	大津区	〃	罰金10万円
96.12	神奈川「被疑者M」	横須賀	〃	懲役2年執行猶予3年
97.1.31	愛知「被疑者H」	名古屋→甲府	〃	
97.2	リッチマン4	京都	ハチスロ改造プログラム	
97.2.14	「被疑者M」	福岡→神戸	コピー品販売 (ハソコ通信)	罰金30万円
97.3.24	「被疑者K」	名古屋	〃	罰金30万円
97.4.15	「被疑者N」	福岡	〃	罰金30万円
97.8.12	「被疑者K」	神戸区	〃	罰金50万円
97.9.12	「被疑者M」	名古屋→東京	コピー品販売 (パソコン通信)	罰金50万円
97.9.27	「被疑者H」	小田原区	コピー品販売 (パソコン通信)	罰金50万円
97.10.28	「被疑者O」	福岡→広島	コピー品販売 (パソコン通信)	
97.12.3	「被疑者J」	名古屋→東京	コピー品販売 (パソコン通信)	
97.12.17	「被疑者M」	半田支部→名古屋	コピー品販売 (パソコン通信・インターネット)	
98.1.8	「被疑者N」	福岡→京都	コピー品販売 (パソコン通信)	

告訴日	違法行為者	検察	違法内容	判決内容
98.1.28	「被疑者K」	名古屋→東京	コピー品販売 (パソコン通信)	
〃	「被疑者M」	名古屋→神戸	〃	罰金30万円
98.1.28	「日本S」「ソフトW」被疑者Y	仙台	コピー品販売 (インターネット)	懲役2年執行猶予4年
98.3.4	被疑者K	〃	〃	懲役1年6月執行猶予3年
98.3.	「被疑者M.S」		コピー品販売 (パソコン通信)	
98.4.	「被疑者R.M」	東京	コピー品路上販売	罰金30万円
〃	「被疑者K.S」	〃	〃	罰金30万円
〃	「被疑者R.T」	〃	〃	罰金30万円
〃	「被疑者Y.S」	〃	〃	罰金30万円
〃	「被疑者K.T」	〃	〃	懲役1年執行猶予3年
98.5.	「被疑者S.Y」	名古屋	コピー品販売 (パソコン通信)	
98.5	「被疑者S.S」	東京	コピー品路上販売	懲役1年6月執行猶予3年
〃	「被疑者C.S」	〃	〃	罰金30万円
98.6	「被疑者F.T」	東京	コピー品販売 (パソコン通信)	罰金40万円
〃	「被疑者N.Y」	仙台	コピー品販売 (インターネットメール)	懲役10月執行猶予3年
98.7	「被疑者N.H」	京都	コピー品販売 (インターネットメール)	懲役1年6月執行猶予3年
98.7	「被疑者O.K」	名古屋→横浜	コピー品販売 (パソコン通信)	
98.8	「被疑者N.Y」	富山	コピー品販売 (インターネット掲示板)	罰金20万円
〃	「被疑者Y.I」	〃	コピー品販売 (インターネット掲示板)	罰金20万円
〃	「被疑者O.T」	〃	コピー品販売 (インターネット掲示板)	罰金20万円
〃	「被疑者M.M」	〃	コピー品販売 (インターネット掲示板)	罰金20万円
〃	「被疑者S.A」	〃	コピー品販売 (インターネット掲示板)	家裁移送
〃	「被疑者A.K」	〃	コピー品販売 (インターネット掲示板)	家裁移送
98.8	「被疑者N.J」	〃	コピー品販売 (ホームページ・インターネット掲示板)	
98.9.17	「被疑者T.I」	山口	コピー品販売 (パソコン通信)	懲役1年執行猶予2年
98.9	「被疑者N.T」	福岡	コピー品販売 (インターネットメール)	
98.10	「被疑者S.R」	東京	コピー品路上販売	罰金10万円
98.10	「被疑者K.Y」	〃	〃	罰金10万円
98.10	「被疑者T.T」	〃	〃	罰金10万円

(平成11年1月末日現在)

総数 167件 (平成11年1月末日現在)

侵害形態			レンタル	その他	合計
店舗	BBS	インターネット			
28	55	12	51	21	167

※1998年の摘発件数 32件

(すべて海賊版販売、BBS10件・インターネット12件・その他10件)



による圧縮音楽ファイルが無許諾でアップロードされる事例が急増し、翌98年からはMP3ファイルを録音・再生できる携帯機器が輸入・販売されており、侵害行為の拡大が懸念されている。

この事態に対して、(社)日本音楽著作権協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)日本レコード協会、(社)音楽出版社協会、(社)日本音楽事業者協会、(社)音楽制作者連盟の6団体は、98年8月に「ネットワーク音楽著作権普及・啓発プロジェクト」を発足させ、ホームページ (<http://www.music-copyright.gr.jp>) での音楽著作権の普及・啓発活動をはじめ、違法サイト開設者に対する注意・警告や法的措置、違法サイトが存在したサービスプロバイダに対する通知などの対策を始めている。

## 2. プロバイダ800社への依頼文送付

ACCSでは平成10年6月1日付けで、日本国内約800社のインターネット接続業者(プロバイダ)代表者に、インターネットでの「違法アップロード」の排除などを依頼する文書を一斉に送付した。

違法アップロードについて数多くの情報が寄せられるなかで、ACCSでは調査確認の上、行為者に対する警告などを行っているが、今回の文書は、プロバイダがこれら侵害行為を確認した場合、当該著作物の削除や行為者に対する注意などを積極的に行うよう依頼したもの。

送付した文書では、違法アップロードが著作権法上、複製権(第21条)及び公衆送信権(第23条)の侵害に該当することを指摘しており、その上で、ホームページ開設者に情報発信の機会・手段を提供していることや、開設者を特定する情報に最も近いことから、プロバイダに対して、①違法アップロードされた著作物の削除②ホームページ開設者に対する注意喚起③著作物の削除に先立つホームページのデータやアクセスログの保存④法的処置への合理的かつ可能な協力の4点と、違法アップロードを発見した場合のACCSへの速やかな連絡を依頼した。



### 3. 全国の国公立大学に依頼文送付

平成10年に入り、2月及び6月に宮城県警が東北大学中国留学生と東京大学大学院生を、4月に愛知県警が(捜索当時)大学院生を、7月には京都府警が京都大学学生を、8月には富山県警が大学生を、それぞれ海賊版ソフトウェア販売の容疑で立て続けに逮捕・書類送検した。これらの中には、大学のネットワークを悪用したり教材用のソフトを複製販売していた事例もあり、更に、違法アップロードなどに関するACCSへの情報提供でも、大学から付与されたメールアドレスを持つ者の行為が増加傾向にある。

このことからACCSでは、全国の国公立大学約600校と同短期大学約550校に対して「大学のネットワークにおける著作権侵害行為の排除について(お願い)」と題する文書を、それぞれ平成10年10月23日・同年11月13日付で一斉に送付し、大学が運営・管理するネットワークの管理強化や、著作権侵害行為の防止・排除への協力を求めた。

平成10年10月 日

各国公立大学長殿

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
理事長 辻本 憲三  
代理人弁護士

大学のネットワークにおける著作権侵害行為の排除について(お願い)

拝啓 時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(以下「当協会」といいます)は、日本国内外の約200のコンピュータソフト製作会社が会員となって構成する社団法人であり、コンピュータソフトウェアの著作権保護・啓発活動及び著作権侵害行為に対する警告・指導活動等を行っておりますところ、今般、大学におけるネットワーク等を利用した著作権侵害行為を予防・排除するため、貴大学の御理解・御協力を賜りたく、下記のとおりお願い申し上げます。

近時、インターネット上のwebサイトあるいは電子メールを利用して、プログラムの著作物の違法複製物が販売され、あるいはwebサイト上にプログラムの著作物が違法にアップロードされ公衆送信される事件が頻繁に発見・報告されるにしております。

そして、これらの著作権違反事件の中には、誠に残念なことに、最高学府である大学のネットワーク等が利用され、①大学の管理するサーバー及び端末から、違法複製物の販売等を行う旨のダイレクトメールが発信されるケース、②大学が購入・管理している教材用ソフトウェアをコピー元として違法複製物が作成されるケースなどが現実発生しております。

例えば、本年6月に宮城県警によって摘発された事件では、国立A大学の大学院生

が、研究室内に設置された端末から大学のネットワークを利用して、他のwebサイトにアップロードされている著作物をダウンロードして複製し、さらに大学のネットワークから海外匿名サーバーを経由して不特定人に電子メールを発信して購入者を募集し、無許諾複製物の販売を行っておりました。また本年2月に同じく宮城県警によって摘発された事件では、国立B大学の保管・管理する教材用のソフトウェアが同大学留学生によって無許諾複製され、販売されておりました。

(なお、大学のネットワークを使用したケースではありませんが、本年7月には国立C大学大学院生がプログラムの著作物を無許諾複製して販売していた事件が摘発されており、また、大学の学生・大学院生・留学生のみならず、大学講師等の教官による同種事件も、過去に数件が刑事手続により摘発されていることを付言いたします)

当協会としても、近時上記のような事件が多発し、特に本年に入ってから、数ヶ月のうちに国立A大学の留学生及び国立B大学の大学院生による事件が相次いで刑事摘発されるという重大な事態に至っていることは極めて遺憾です。

もちろん、これらの事件において著作権侵害の行為者は学生・教官等の個人であり、大学自体が直接の責任を負うものではないとしても、

① これらの著作権侵害行為には、大学の管理するネットワーク(サーバー及び端末)や教材用ソフトウェアが利用されていること、

② 大学は、学生・教官にネットワークやソフトウェア利用の便宜を与えており、さらにwebサイトを開設する機会を提供することも多いこと

③ 大学は、その運営・管理するネットワークを利用した著作権侵害行為があった場合、その侵害行為者が誰であるか(特定のアドレスを保有している者が誰であるか)等の情報にもっとも近いこと、

④ サーバー上に学生等により開設されたwebサイトにソフトウェア等の著作物が違法にアップロードされている場合には、その著作物を削除し、当該サイトの開設者に警告して違法なアップロードをやめさせるなど、大学は著作権侵害行為の防止・排除に有効かつ適切な措置を採り得る立場におられること、  
などの事情に照らすと、大学のネットワークやソフトウェアを利用した著作権侵害行為の防止・排除について、大学自体にも最大限の御努力をいただくことが合理的に期待されるものであります。

具体的なお願いといたしましては、貴大学におかれまして、

I 大学の運営・管理するネットワークやソフトウェアが著作権侵害行為に使用されることのないように、細心の御注意を頂くこと

II ネットワークやソフトウェアの利用者に対し、著作権侵害行為を行わないように、十分な注意・啓発活動を行っていただくこと

III 著作権者が侵害行為者に対して法的処置を講じることができるよう、合理的かつ可能な御協力を頂くこと(例えば、ダイレクトメールの発信など、ネットワークを通じて公衆に対する情報発信が著作権侵害行為に関して行われた場合には、その発信があったアドレス使用者の氏名・住所等の開示するなど)

IV サーバー上のwebサイトにソフトウェア等の著作物が違法にアップロードされていることを発見し、又は著作権者若しくは当協会からその指摘があった場合には、可能な限り、以下の御協力をいただくこと

① 当該著作物の削除若しくはアクセス禁止措置

② 上記①の削除に先立ち、当該ページのデータ(リンクページについてはリンク先アドレスに関する情報を含む)を別の記憶媒体に保存し、webサイト開設者による違法アップロードの証拠の保全を行うこと

V もし万一、貴大学の運営されるネットワークにおいて、著作権を侵害する行為が行われていることを発見された場合には、速やかに当協会まで御一報くださることをお願いいたしたく、御理解と御協力の程を宜しくお願い申し上げます。

敬 具

## 6-4. 不正アクセスなどに対する立場

ACCSでは、警察庁の「不正アクセス対策法制の基本的考え方」、および郵政省の「電気通信システムに対する不正アクセス対策法制の在り方について」に対して平成10年12月16日付けで、また、郵政省の「電気通信サービスの不適正利用に係る発信者情報の開示についての考え方」に対して平成10年12月17日付けで事務局長名の見解を送付し、ネットワークにおける著作権侵害行為を防止する立場からの意見を表明した。

これは、両省庁が法案を公表するに当たって意見（パブリック・コメント）を募集したことを受けたもので、これらがネットワークでの著作権侵害事犯の解明のうち、特に人物特定と関連した問題であることを考慮して検討を加えたものである。

なお、インターネット経由の不正アクセスの情報収集などを行っている「コンピュータ緊急対応センター（JPCERT/CC）」（<http://www.jpccert.or.jp/>）によると、平成10年に同センターが受理した情報提供は1～3月に139件（261サイトから情報提供）、4～6月197件（296サイト）、7～9月299件（3266サイト）、10～12月288件（317サイト）となっている。

JPCERT/CCではこれらを、①システムに存在するサービス/弱点の探査②電子メールの不正な中継・電子メール爆弾③システムへの不正侵入及び管理者権限の詐取④ウェブサーバのcgi-binプログラムを悪用した攻撃⑤POPサーバを悪用した攻撃⑥ネットワークやホストの運用を妨害しようとする攻撃⑦IM APサーバプログラムを悪用した攻撃⑧パケット盗聴プログラムによる攻撃⑨statdサーバを悪用した攻撃—に分類している。

### 参考：不正アクセスの実例

#### 北海道教育大への不正アクセス

平成11年1月、北海道旭川市の北海道教育大旭川校のLANが、正規の利用者2人のIDとパスワードを悪用したインターネット経由の侵入を受けた。同校はLANの使用を一時停止し、利用者約1,000人分のID・パスワードの変更などの対策を講じた。

#### 近畿大学への不正アクセス

平成10年11月、近畿大学の学習用コンピューターネットワークが不正アクセスを受け、利用者約3,000人分のID・パスワードが盗まれた。同大ではネットワーク防御のためのファイアウォールを導入する矢先だった。パスワードを設定しないままネットワークを利用していた学生のIDを悪用して侵入したとみられている。

#### 東京芸大に不正侵入

平成10年6月、東京芸術大学の学内LANがドイツのプロバイダ経由の不正アクセスを受け、学生・教職員約1,300人分のID・パスワードが外部に流出した。教官名で、海外のインターネット「掲示板」に投稿が行われたことから被害が判明した。

## ○「不正アクセス対策法制」についての見解（要約）

### ・不正アクセス対策法制の観点

不正アクセスは、行為自体は「目的」ではなく「手段」であるため、不正アクセスそのものを防止することだけではなく、不正アクセス実行後に行われる犯罪（業務妨害、詐欺、著作権侵害など）の防止や検挙を視野に入れた制度として検討することが重要である。

### ・個々の論点について

#### 1. 他人に対して第三者のID・パスワード等を提供する行為（情報提供行為）

- ①情報提供行為に自由刑を含む罰則を加えること
- ②反復・継続する場合及び公衆を対象とする場合には刑罰を加重すること
- ③贈収賄罪と同様に附加刑として必要的没収刑の規定を置くことが必要。

警察庁案のうち、「不正アクセス自体、犯罪の防止を目的としてこの法律で新たに罰則を科すこととする行為であるから、不正アクセスを助長する行為の禁止違反にまで直接罰則を科すのは過剰な規制となると考えられる。」「行政命令による措置を講ずることとする。」という部分については、再検討を要請する。

郵政省案のうち、情報提供行為について「違反者に対する罰則を設ける」とされている点は強く賛同するが、「反復・継続する場合及び公衆（不特定人又は多数人）を対象とする場合」について刑の加重がないこと、没収刑について規定がないことについては、再検討を要請する。

#### 2. 通信記録の保存

##### 警察庁案「5 特定電子計算機の利用者の義務」

「不正アクセスを発見・防止するためには、ログを保存することが必要不可欠である。ログが保存されていなければ不正アクセスを受けていることを発見することすらできない。仮にログ保存を伴わずに不正アクセスを禁止・処罰化しても、被害発生も確認できないため全く実効性を期し得ない。」

「(2) 特定電子計算機の利用者は、電気通信回線を通じて当該特定電子計算機に利用者識別情報等の入力された場合には、当該入力が行われた日時、当該利用者識別情報（ID）、入力元の電子計算機の識別情報を記録し、これを3ヶ月間保存するようにしなければならないこととする。」

##### 郵政省案「(3) 利用者の個人情報の適正な取扱い（通信ログの取扱いについて）」

「不正アクセス対策の一環として、その記録と一定期間の保存が有用であるが、他方、こうした利用者の通信履歴は「通信の秘密」に属する事項であること、及び保存には事業者の負担を伴うことから、慎重な取扱いが求められる。」

「通信履歴（ログ）は、課金、苦情対応、不正利用の防止（不正アクセス対策を含む）その他の業務の遂行上必要な場合に限り記録するものとし、その期間は各事業者が事業の必要に応じて自主的に定めるものとする。また、その期間経過後又は目的達成後は、速やかに消去すべき旨を定めることとする。」

#### a. 保存すべき通信記録・期間について

警察庁案の「仮にログ保存を伴わず…全く実効性を期し得ない」との指摘に強く賛同する。

警察庁案で列挙されているいわゆる「アクセスログ」以外に、いわゆる「通信ログ」のうち「ファイルがアップロードされた日時」「アップロード者の識別情報」等の保存も必要。また「3ヶ月間」という保存期間では十分とはいえない。郵政省案の、アクセスログ等の記録の範囲、保存の期間を、事業者の自主的判断に委ねる制度では、罰則を伴う対策制度を設ける意味はほとんど失われる。さらにアクセスログ等について「その期間経過後又は目的達成後は、速やかに消去すべき旨を定めることとする。」とされているが、事業者の判断により消去させることは証拠隠滅罪（刑法104条）に該当する行為を正当化し、刑事司法作用を著しく害する。したがって、アクセスログ等の一定期間保存についての事業者への義務づけが強く要請される。

b. 外部提供について

郵政省案では、「通信履歴（ログ）」の外部提供について「裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合にのみ許されるものとする。」とされている。

しかし、アクセス者が単なるアクセスを超え、公衆を対象として情報の発信を行っている場合には、「電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会報告書 インターネット上の情報流通ルールについて」でも指摘されているとおり、発信者情報を「通信の秘密」や「プライバシー」として保護する理由はほとんどない。むしろ、公衆を対象とした情報発信を行っている場合には、「通信履歴（ログ）」の外部提供は任意に可能である旨を確認する規定を設けるべき。

「電気通信サービスの不適正利用に係る発信者情報の開示についての考え方」  
についての見解（要約）

・ 発信者情報の開示の必要性

ネットワークを悪用した著作権侵害は、匿名性の高い犯罪行為であり、侵害者の特定は困難を極める。このような不正行為を放置することは、単に被害者の個人的利益を侵害するのみならず、ネットワークに対する信頼やネットワーク上の不正行為に関する国民の規範意識を低下させ、ひいてはネットワークを無法地帯化させるため、「通信の秘密」や「プライバシー権」に配慮しつつ、不正行為を防止するための法制をできるだけ早期に確立する必要がある。

発信者情報の開示制度は、解明困難なネットワーク上の犯罪行為に対する抑止的効果も期待されることから、直ちに創設される必要がある。

・ 発信者情報の開示の許容性

公衆に対して情報を発信している者については、その発信者を特定できる情報を開示しても、何ら発信者の利益を不当に侵害しない。これは通信の秘密だけでなく、プライバシー権との関係でも同様に考えられる。

「従来、「通信の秘密」に通信内容のみならず、通信当事者の住所、氏名、発信場所等の通信の構成要素や通信回数等、通信の存在の事実の有無を含むと解されてきたのは、これらの事項を知られることによって、特定の通信の意味内容が推知されることが大きな理由とされてきた。とするならば、公然性を有する通信のように通信内容自体が公開されて秘密性がなような場合には、発信者の氏名・住所等を通信の秘密として保護する実質的な理由は弱いと解される」

《電気通信サービスにおける情報流通ルールに関する研究会報告書》

・希望する「発信者情報の開示制度」の骨子

1、第三者機関の創設について

事業者等に対する直接的な開示請求権を認める方法もありうるが、さしあたっては、電気通信事業者等とは別に第三者機関（「本考え方」では「不適正利用対策機関」）を設置し、当該機関を経由させて発信者に関する情報を開示するしくみを検討する。

2、被害者の地位について

被害者について法的裏付けのある開示請求権を認めることが必要。第三者機関の開示命令義務を認めることができ、仮に被害者等が第三者機関の判断に不服がある場合には、不服申立て等事後的な救済が可能になり、適正な判断が担保できる。

3、第三者機関の地位について

一定の要件を充たした場合には、情報保有者に対して情報開示命令を出す義務が生じることとし、後述の開示の要件を満たしているのになお開示命令を出さないのは、当該請求が「不当な目的によることが明らかな場合」に限定する（開示命令の義務づけ）。

4、情報保有者の地位について

開示命令が生じた場合には、情報保有者に通信の秘密・プライバシー保護の義務が免除されることを明記する。また電気通信事業法等の改正により、開示の対象となる事項についての情報の入手および情報の真正性の確認、情報の保存等について電気通信事業者等に義務を課す。

5、開示の手続

請求（申請）があった場合には、審査手続に入る前に、情報保有者に対して任意の開示を求める。これに応じた場合には、情報保有者に通信の秘密・プライバシー保護の義務が免除されることを明記する。また発信者への告知に先立って、情報保有者等に対してアクセスログ、通信ログ等の通信記録の保存等、証拠保全措置がなされる必要がある。

6、開示の要件

「権利侵害の場合」だけでなく「権利侵害を疑うに足りる相当な理由がある場合」も含まれるとする。「相当な理由」については、著作権侵害を理由とする場合、①侵害されたとされる権利者からの開示の請求（申請）、②侵害された著作物のリスト、③侵害を構成する複製物その他のリスト、④著作権侵害について請求者が確信をもっている旨の陳述、といった形式的な要件が充たされれば足りると考えるべき（参考 米国Digital Millennium Copyright Act参照）。

7、開示命令の効果

（1）法的性質

情報保有者に対する開示命令は、法的拘束力を有する行政行為（行政処分）とする。

（2）開示情報の範囲

開示の範囲は発信者の特定が十分できる程度のものでなければならない。

（3）開示命令の強制

情報保有者が開示命令に違反する場合について罰則を規定する。

8、その他

請求（申請）の受理から処分までの時間的制限を設ける。前述のように形式的要件で足りるとするならば、開示の要否の判断には1週間程度が妥当。

## 6-5. 媒体

### 1. CD-ROM (Compact Disk Read Only Memory)

#### (1) 概要

パソコンの外部記憶媒体としてCD(コンパクトディスク)を利用するもの。読み出し専用で、データを書き込むことはできない。音楽、音声、テキスト、画像、プログラムなどを記録でき、データベースや百科事典、ゲームソフトまで用途は拡大している。映像や音声のデータが膨大な量になるマルチメディアソフトではCD-ROMで販売するものが一般的になっており、高機能化とともに大容量化しているOSやビジネスソフトも、CD-ROMで供給されている。

物理的には音楽用CDと変わらず、製造工程も同様で、スタンプ(複製用の型)を作れば大量複製ができる。

当初は製作者側がCD-ROMのデータ構造をそれぞれの規格で行っていたため互換性がなかったが、主要企業により標準フォーマットとして提案された「ハイシエラフォーマット」を基本とした「IS09660」(国際標準化機構による規格)により標準化された。異なる機種間でも「ハイシエラフォーマット」か「IS09660」によるフォーマットでCD-ROMが製作されていればデータを読みとることができる。

#### (2) 容量

直径12CMのディスク1枚で540MBから650MB

#### (3) 必要なハード

記録されているデータにより必要なハードが違う。CD-ROMを使用している

媒体の容量は下記のような単位で表現する。

1 bit (ビット) ……情報の最小単位。2進法の1桁(0, 1)。

1 byte (バイト) ……8 bit。10進法で言えば0~255。

1 KB (キロバイト) ……1,024byte。

1 MB (メガバイト) ……1,024KB。1,048,576byte。

1 GB (ギガバイト) ……1,024MB。1,073,741,824byte。

1 TB (テラバイト) ……1,024GB。1,099,511,627,776byte。

ハードには各種パソコンやゲームマシン、その他データ読み出し装置があり、違う装置では中を見ることはできても使用することはできない。

#### (4) 取り扱い上の注意

音楽用CDと同様、キズ、ほこりなどに弱い。何も印刷されていない面に指紋等が付くと、データ読み出しに不具合が生じる場合がある。

## 2. CD-R (Compact Disk Recordable)

### (1) 概要

データの書き込みが可能なコンパクトディスク。デジタル化されたデータをディスクに書き込むことができ、CDプレーヤーやCD-ROMドライブで再生できる。なお、一度書き込んだデータに対し、上書きすることはできない。

CD-ROMと同じ形状をしているが製品としては別のもので、裏側には有機色素が塗られていて色は緑、金、青など様々である。このため目視での区別ができる。裏側のこの有機色素の層にレーザー光線で焦げ跡(ピット)を作り、デジタルデータを記録させる。

データの読み出しは、有機色素の層を焦がさない程度の弱いレーザー光線を当て、その反射の強弱により行う。

プレス工程を経ないで安価に作れるメリットがあるため個人での利用が増加し、2、3年前まで20万円以上したCD-Rドライブ(ディスクの書き込み装置)の値段は現在店頭価格で5万円前後になっている。また、CD-Rドライブを標準で内蔵するパソコンも販売されている。

### (2) 容量

直径12CMのディスク1枚で540MBから650MB

### (3) 必要なハード

再生だけであれば、通常のCD-ROMドライブで使用できるが、データの書き込みには前述のCD-Rドライブが必要である。

### (4) 取り扱い上の注意

CD-ROMと同じくキズ、ほこりに弱い。有機色素部分に強い光が当たると記録されているデータが消えてしまうため、撮影などでもストロボをたかな

いように注意する必要がある。

### (5) 価格

以前は定価で2,000円程度だったが、現在は200～300円台で販売されている。

## 3. その他

### (1) MO (Magneto-optical Disk)

レーザー光と磁力を利用してデータを記録する記録媒体。当初はフロッピーディスクと同様の5.25インチの製品が主流であったが、1991年に3.5インチのタイプが登場して以来こちらが標準になっている。

データの記録はレーザー光線により磁化膜の磁化の方向を変えて行い、読み込みはレーザー光を当てた磁性体の反射から、偏光の方向を判定して行う。

従来の光磁気ディスクは、データの書き込むために「消去」「書き込み」「確認」という3つの動作を繰り返す必要があったため、ハードディスクなどに比べてデータの書き込みが遅いという問題があったが、直接データを書き込む「ダイレクトオーバーライト」が可能な製品が発売され、大幅にスピードがアップした。

最大で640MBが記録できるが、富士通などが中心になっているISO方式と、ソニー、日立製作所、米3M社が中心のHS方式があり、HS方式は従来の128MBや230MBのものと互換性はない。

### (2) FD (Floppy Disk)

磁気でデータを記録し、読み書きする記憶媒体。ディスクの直径によって、8インチ、5インチ、3.5インチなどに分類できる。8インチタイプが最初に登場し、5インチ、3.5インチと移行していき、現在パソコンに搭載されているのはほとんどが3.5インチ用ディスクドライブである。容量は1.44MBが一般的だが、NECのマシンでは1.2MBのものしか読み取れない機種もある。

### (3) DVD (Digital Versatile Disk)

2層構造とレーザー光線の波長を短くすることで大容量を実現した光ディスク。サイズはCDと同じ直径12CMだが、記憶容量はCDの6倍以上。映像であれば片面135分、データであれば4.7Gバイトの記憶容量を持つ。

#### (4) ZIP

フロッピーディスクと同じく磁気でデータを記録し、読み書きする記憶媒体。外見も3.5インチフロッピーディスクに似ているが、ディスク容量は100MBタイプ、25MBタイプとフロッピーディスクの数十倍の容量がある。

他の記憶ドライブと比較して低価格なのが特徴である。

#### (5) Jaz

ディスクの取り外しが可能なハードディスク装置で、容量は1GB。ハードディスクとほとんど同じ構造をしているため、読み書き速度もハードディスク並で、他の大容量の記憶装置と比べかなり高速である。

#### (6) PD

相変化記録方式を採用した書き換え可能な光ディスクで、容量は650MB。駆動ユニットと工学ユニットが共有でCD-ROMを読み込むことができる。カートリッジに収容された5インチの光ディスクを使用する。

## 6-6. 参考文献

『インターネットビジネス』

長野由木雄著 (株)アスキー

『インターネット社会論』

赤木昭夫著 (株)岩波書店

『情報ネットワーク社会』

今井賢一著 読売新聞社

『ネットワークの世界』

仲本秀四郎著 (株)岩波書店

『実践インターネット』

熊谷誠治著 日本経済新聞社

『わかりやすいインターネット用語辞典』

佐藤信正著 (株)ナツメ社

『サーバのすべて』

小泉修著 (株)日本実業出版社

『データ通信のすべて』

小泉修著 (株)日本実業出版社

財団法人社会安全研究財団 委託事業

コンピュータ・ネットワークに係る  
新たな著作権侵害事犯の調査研究

1999（平成11）年2月発行

発行 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会  
〒102-0012 東京都文京区大塚5-40-18  
友成フォーサイトビル5階  
TEL 03-5976-5175 FAX 03-5976-5177

監修 不正商品対策協議会  
〒104-0045 東京都中央区築地2-12-10  
築地MFビル26号館3階  
（社）日本映像ソフト協会内  
TEL 03-3542-4433 FAX 03-3542-2535

許可なく本誌の複写・転載等を禁じます。

©1999 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会